第５期奈良市障害福祉計画

（第１期奈良市障害児福祉計画を含む）

（平成 30 年度～平成 32 年度）

平成 30 年 3 月

奈良市

目　次

第１章　計画の概要 1
　第１節　計画策定の背景と趣旨 1
　第２節　計画の基本理念 2
　第３節　計画の位置づけ 2
　第４節　計画の期間 4
　第５節　計画の策定体制 4
第２章　奈良市における障害者の現状 5
　第１節　奈良市の人口 5
　第２節　障害のある人の状況 6
　第３節　障害福祉施策関連事業費決算額の推移 16
　第４節　第４期計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の成果目標に対する進捗状況 17
　第５節　障害福祉サービス等の進捗状況 20
第３章　計画の成果目標（平成３２年度末） 29
　第１節　成果目標の設定の考え方 29
　第２節　成果目標の設定 29
第４章　障害福祉サービスの見込み及び確保方策 34
　第１節　サービス見込量設定の考え方 34
　第２節　訪問系サービス 34
　第３節　日中活動系サービス 37
　第４節　居住系サービス 46
　第５節　相談支援 49
第５章　障害児支援の見込み及び確保方策 52
　第１節　サービス見込量設定の考え方 52
　第２節　障害児通所支援・障害児相談支援等 52
第６章　地域生活支援事業の見込み及び確保方策 57
　第１節　サービス目標量設定の考え方 57
　第２節　市町村必須事業 57
　第３節　その他の事業 66
第７章　計画の推進に向けて 67
　第１節　計画の推進体制 67
　第２節　計画の点検・評価 67
資料編 69

※　本計画では、障害者権利条約の批准に必要な法整備などのため平成21年に設置された国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記について検討がなされた結果を踏まえ、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に、「障害」を漢字の表記で統一しております。

第１章　　計画の概要

第１節 計画策定の背景と趣旨

１．計画策定の背景

＜国の動向＞

平成18年４月に、障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスの一元化、市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、障害者の一般就労の推進など新たな制度へと移行し、障害福祉計画策定が義務付けられました。平成22年12月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障害者の範囲に発達障害が含まれることの明確化、障害児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示され、平成24年４月に、障害者自立支援法に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、障害者の範囲に難病等を加えること、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。

また、平成24年には障害者総合支援法とともに、児童福祉法が改正され、障害児支援の強化のため障害種別で分かれていた体系の一元化が行われるなど、障害児の支援のあり方についても、さまざまな制度が変更されました。平成28年5月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（障害者総合支援法等一部改正法）が成立し、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

第5期計画の策定に向けて、平成29年「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改定され、「地域における生活の維持及び継続の推進」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「就労定着に向けた支援」「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」などが示されました。

＜県の動向＞

奈良県では、「奈良県障害者計画」に基づき、「障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「ライフステージを通した切れ目のない支援」を施策推進の２本柱に、障害者施策を総合的、計画的に推進しています。

２．計画策定の趣旨

市町村は、国の指針に則して、障害福祉サービス等の目標と必要な量の見込み、サービス提供体制の整備方針を示す計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）の策定が義務付けられています。

本市においても、平成18年度から平成20年度までを第１期、平成21年度から平成23年度までを第２期、平成24年度から平成26年度までを第３期、平成27年度から平成29年度までを第４期として障害福祉計画を策定し、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努め、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第５期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）」（以下、本計画）は、第１期～第４期計画での成果や課題を踏まえ、また、障害者及び障害児の能力や適性に応じて、障害福祉サービス等の各種事業を総合的に提供するため、平成28年の児童福祉法改正で義務づけ

られた障害児福祉計画を含むものとして策定します。

本計画は、平成30年度から平成32年度における障害福祉サービス等に関する数値目標及び提供できるサービスの見込み量を設定し、障害者が地域で自立した生活を送れるよう本市における施策の一層の充実を図ろうとするものです。

第２節 計画の基本理念

障害者基本法第１条において、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉も、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、様々な施策を講じる必要があります。

本計画の上位計画である第３次奈良市障害者福祉基本計画では、障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」社会をめざし「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としており、本計画に継承するべきものと考えています。

よって、本計画では第３次奈良市障害者福祉基本計画の理念を基本理念とし、障害者福祉施策の推進に努めていきます。

すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

第３節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられ、この上位計画であり本市の障害者施策の目標を掲げる「第３次奈良市障害者福祉基本計画」の基本理念を実現するための実施計画として、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。

また、本市のまちづくりの上位計画である「奈良市第４次総合計画」の部門別計画として、障害者の総合的な保健・福祉施策に関わる目標を掲げた計画としても位置づけられ、国の「基本指針」及び「奈良県障害者計画」、「第３次奈良市地域福祉計画」、「奈良市老人福祉計画及び第７期介護保険事業計画」、「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」との整合性を図り作成しています。

【計画の位置づけ】

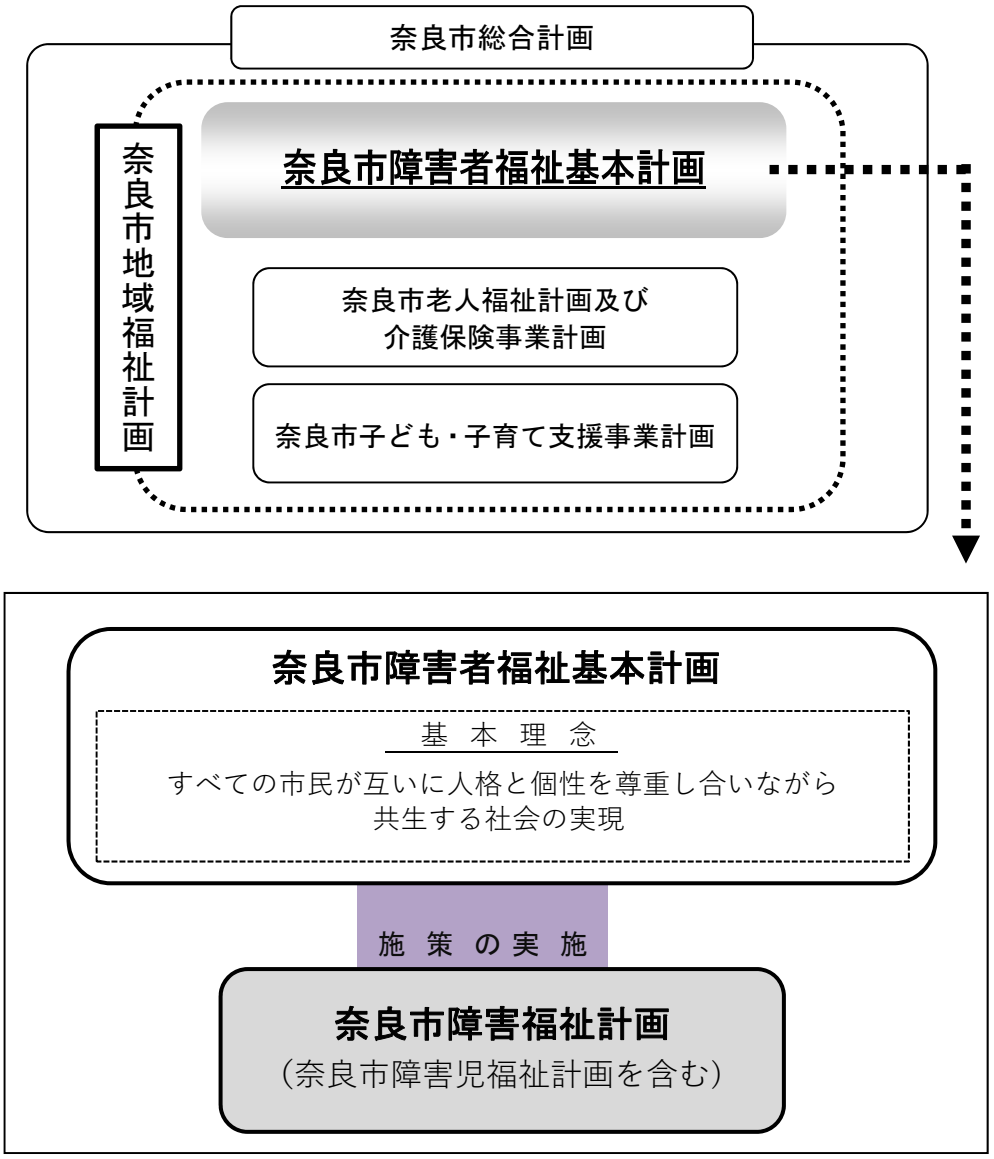

計画	概要
奈良市障害者福祉基本計画	○障害者基本法（第 11 条第３項）に基づく、障害者施策に関する基本的な事項を定める基本計画 ○多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策　など）
奈良市障害福祉計画 （奈良市障害児福祉計画を含む）	○障害者総合支援法（第 88 条）に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画 ○児童福祉法（第 33 条の 20）に基づく、障害児福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画 ○各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

第４節 計画の期間

市町村障害福祉計画は３年ごとの計画策定が基本指針に定められています。このため本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの３年間としています。

【計画の期間】

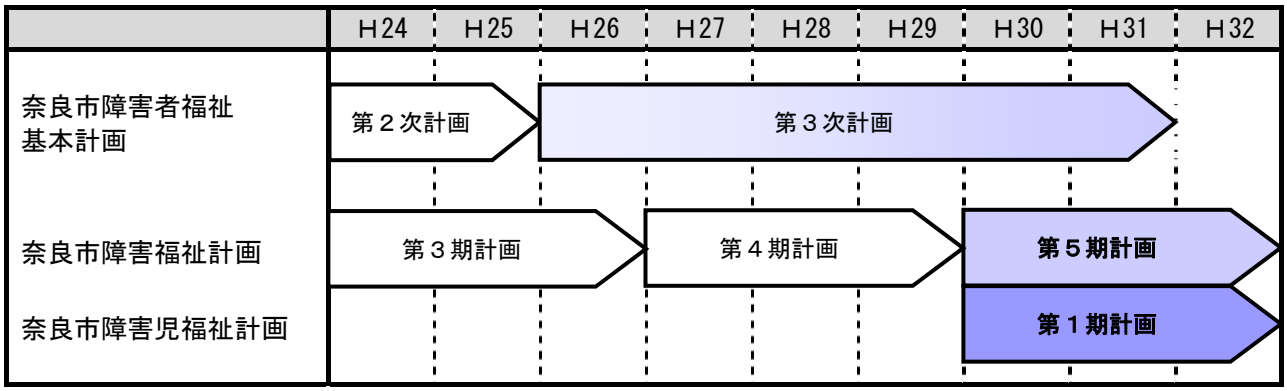

第５節 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者等による「奈良市障害福祉計画策定検討会議」を開催し、幅広く意見を求めました。

また、障害のある人の福祉に関する意識や意向及び生活や障害福祉サービスの利用などの状況を把握するため、障害のある市民及び障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査を行い、障害福祉サービス、障害児支援、地域生活支援事業などの今後の見通しや確保の方策などの検討を進め、パブリックコメントを実施して、計画を策定しました。

第２章　　奈良市における障害者の現状

第１節 奈良市の人口

１．人口の動向

本市の総人口は、平成12（2000）年をピークに減少傾向が続いており、平成24（2012）年から平成29（2017）年の推移をみると366,429人から359,666人へと6,763人減少しています。奈良市の人口動態をみると、出生、死亡による自然動態と転入、転出による社会動態ともに減少を示しています。

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	366, 429	364, 836	364, 326	363, 051	361, 423	359, 666
世帯数	155, 968	156, 045	157, 276	158, 268	159, 297	160, 242

※各年４月１日現在

２．男女別・年齢層別の人口

本市の人口は減少傾向をたどるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加が続くと予測され、いわゆる団塊の世代は、平成37（2025）年には75～79歳に、平成52（2040）年には90歳以上に達することになります。

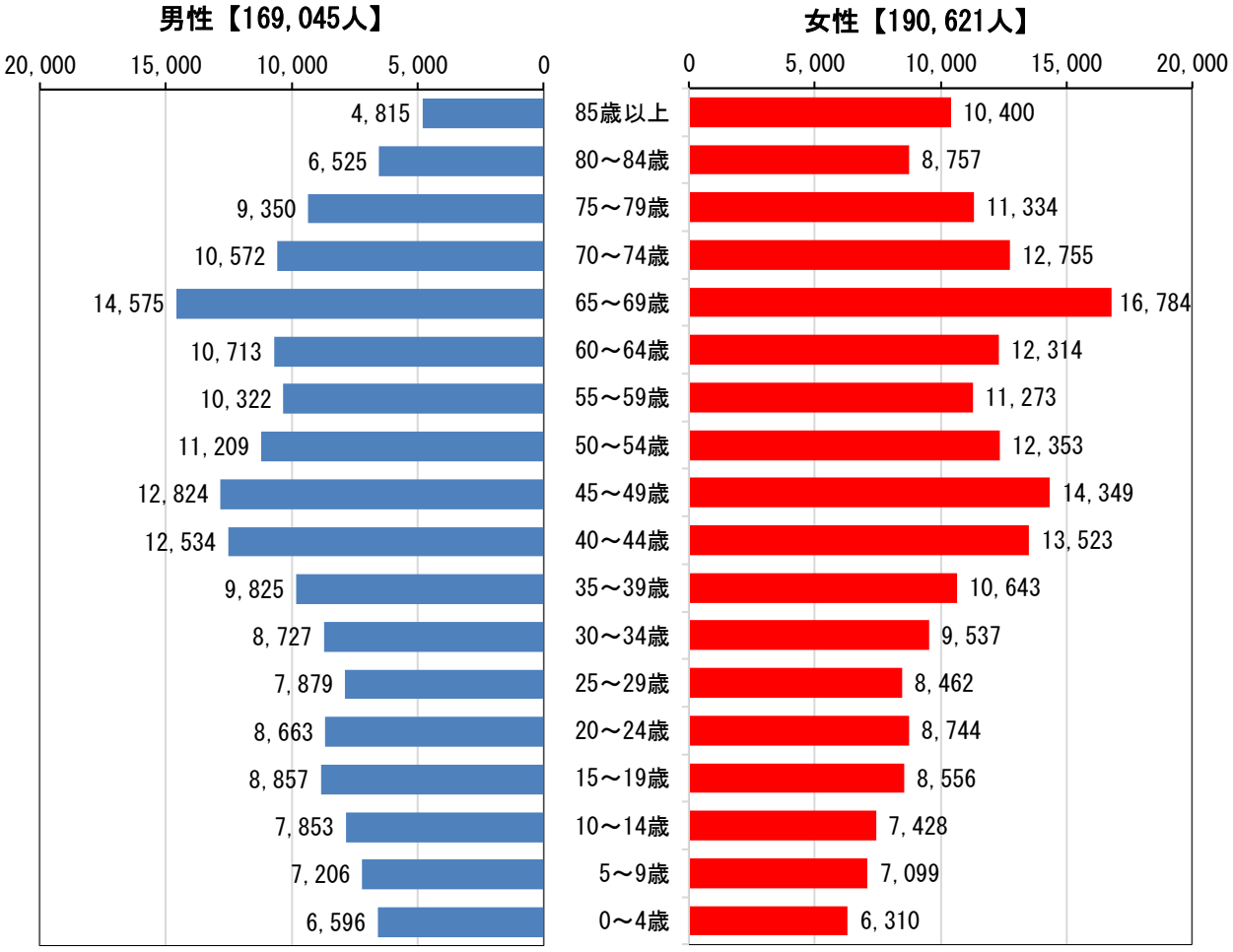

※平成29年4月1日現在

第２節 障害のある人の状況

１．人口・手帳所持者の推移

① 障害者手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
総人口		364,836	364,326	363,051	361,423	359,666	359,157
身体障害者手帳	人数	13,770	14,027	14,137	14,236	14,176	14,218
	割合	76.8%	75.6%	74.6%	73.3%	72.0%	71.1%
療育手帳	人数	2,280	2,364	2,447	2,585	2,701	2,730
	割合	12.7%	12.7%	12.9%	13.3%	13.7%	13.7%
精神障害者保健福祉手帳	人数	1,885	2,182	2,367	2,605	2,806	3,038
	割合	10.5%	11.7%	12.5%	13.4%	14.3%	15.2%
障害者手帳所持者総数		17,935	18,573	18,951	19,426	19,683	19,986
総人口に占める障害者手帳所持者の割合		4.9%	5.1%	5.2%	5.4%	5.5%	5.6%

※奈良市総人口：平成24年度～28年度は翌年度の4月1日現在　29年度は10月1日現在
※各手帳人数：平成24年度～28年度は3月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在
　　平成29年度は9月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在

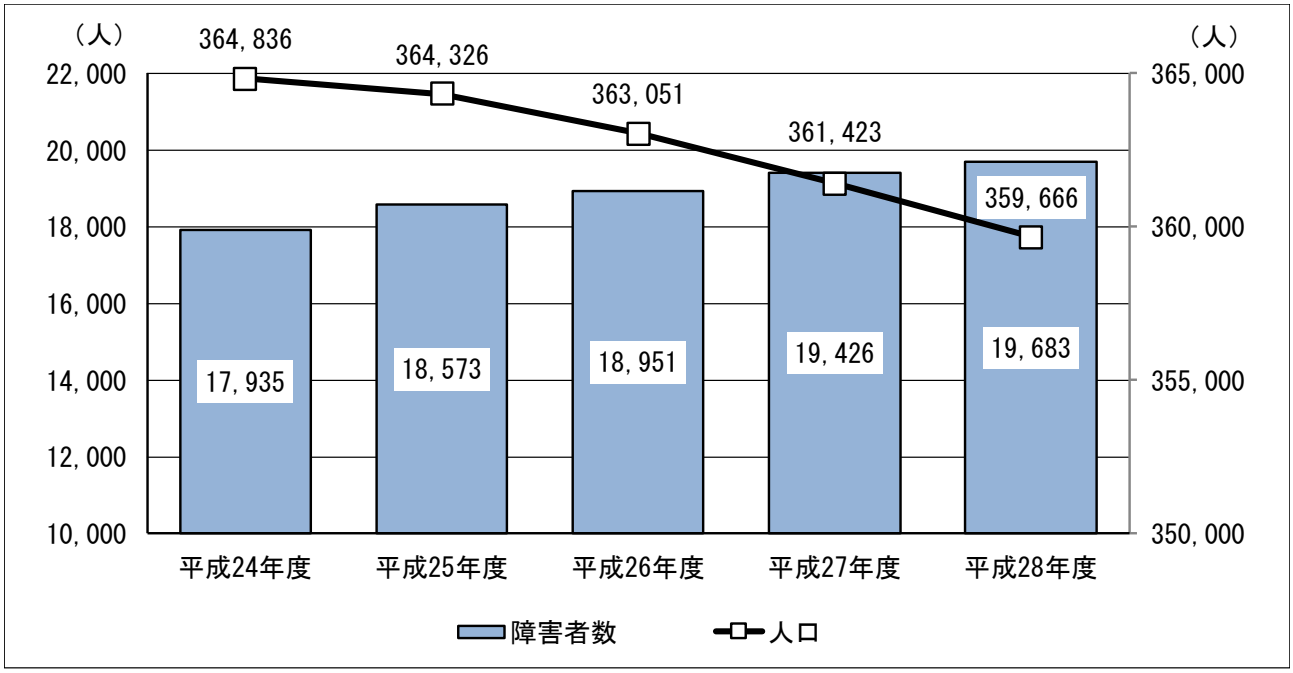

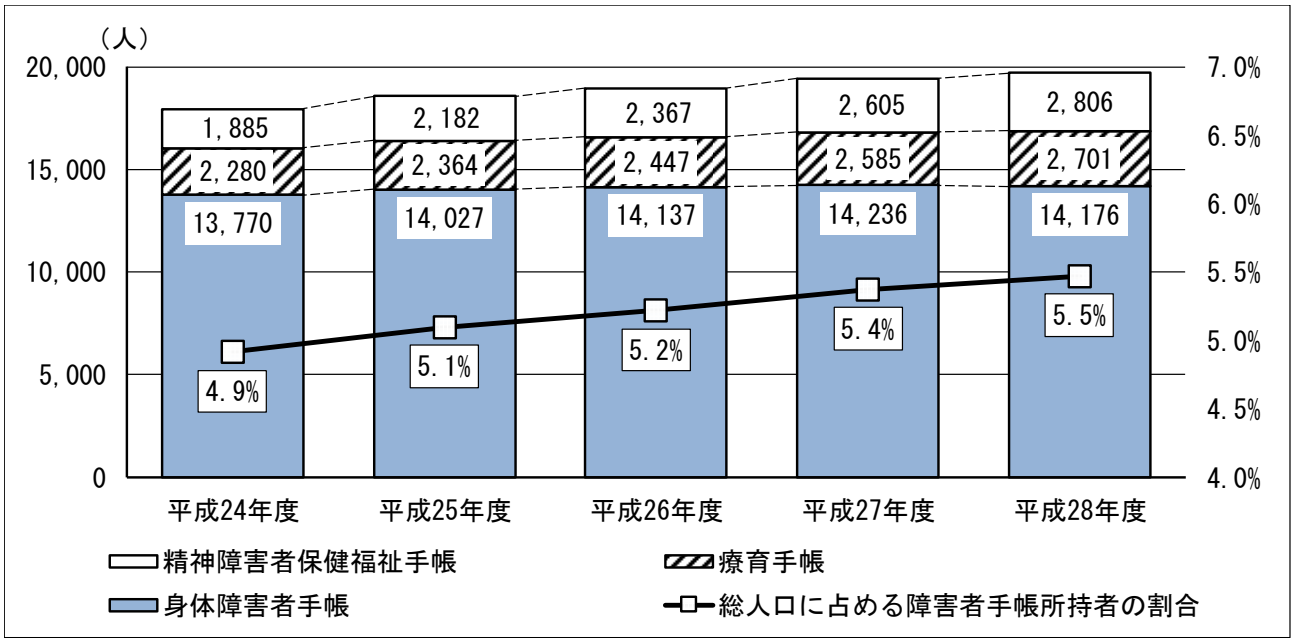

本市の手帳所持者は、身体障害者が平成27年度から平成28年度で僅かに減少したものの、平成24年度から平成28年度までの５年間では増加しており、療育、精神障害者保健福祉手帳所持者も年々増加しています。

３障害の手帳所持者総数は５年間で17,935人から19,683人へと1,748人増加し、総人口に占める手帳所持者の割合も4.9%から5.5%に増加しています。

３障害別の手帳所持者の割合は、平成28年度で身体72.0%、療育13.7%、精神14.3%となっており、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっていますが経年的には、身体障害者の割合が減少傾向、知的障害者、精神障害者の割合が増加傾向にあります。

障害者手帳所持者の５年間の伸び　（単位：人）

	平成 24 年度	平成 28 年度	増減率
身体障害者手帳	13,770	14,176	2.9%
療育手帳	2,280	2,701	18.5%
精神障害者保健福祉手帳	1,885	2,806	48.9%
障害者手帳所持者総数	17,935	19,683	9.7%

さらに、平成24年度から平成28年度の各手帳所持者の増加率は、身体障害者手帳所持者2.9%、療育手帳所持者18.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者48.9%と、精神障害者が大きく増加しています。平成29年度版障害者白書（内閣府発行）によれば、精神障害者数の推計は、人口千人当たり31人となっており、奈良市においても、手帳所持者数の増加傾向は今後も続くと思われます。

② 障害支援区分認定者の状況

（単位：人）

		区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
平成27年度	人数	11	141	663	598	386	442	2,241
	割合	0.5%	6.3%	29.6%	26.7%	17.2%	19.7%	100.0%
平成28年度	人数	7	145	692	607	416	459	2,326
	割合	0.3%	6.2%	29.8%	26.1%	17.9%	19.7%	100.0%
平成29年度	人数	5	151	699	592	419	472	2,338
	割合	0.2%	6.5%	29.9%	25.3%	17.9%	20.2%	100.0%

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

全体の中では、中間層の区分3と区分4の占める割合が高くなっています。

平成27年度と平成29年度を比較すると、2,241人から2,338人へと97人増加しており、今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定者は増加していくことが考えられます。

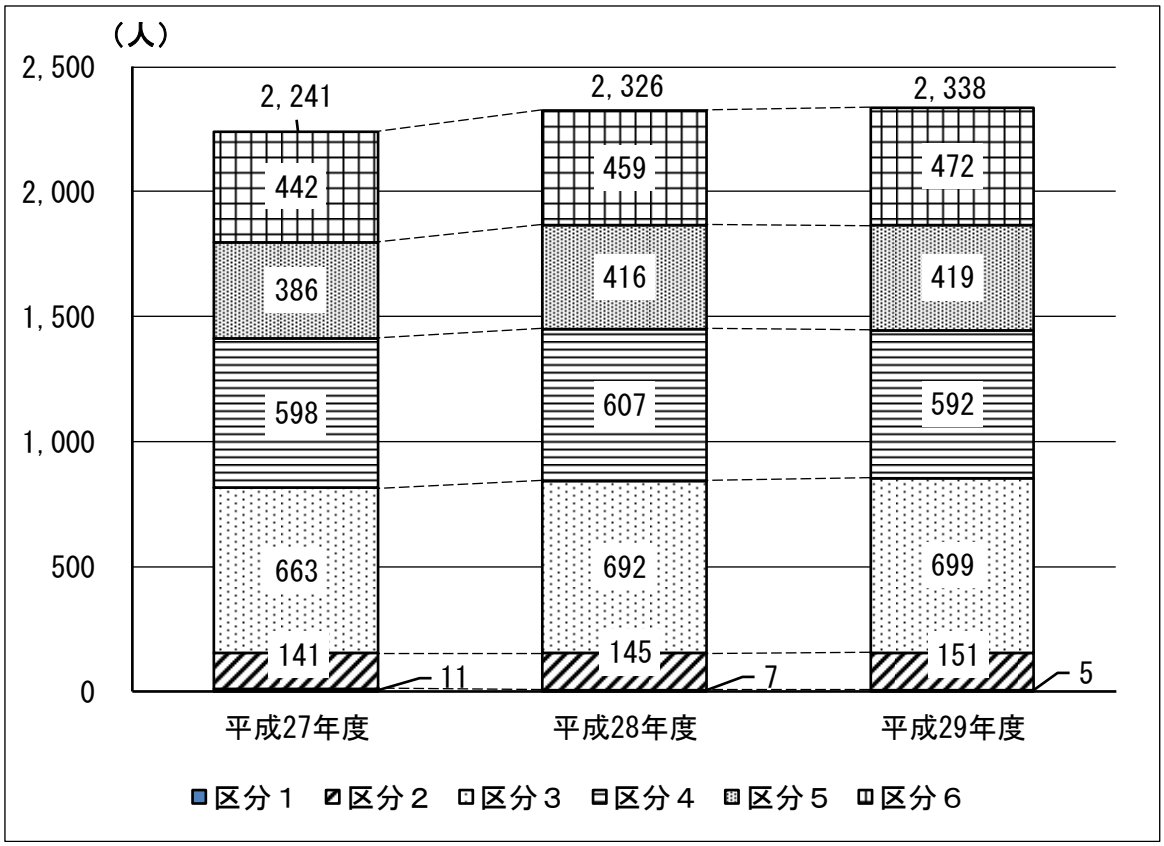

2．身体障害者の状況

① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
0～17歳＊	人数	285	273	278	276	266	266
	割合	2.1%	1.9%	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%
18～64歳	人数	3,770	3,690	3,826	3,472	3,353	3,357
	割合	27.4%	26.3%	27.1%	24.4%	23.7%	23.6%
65歳以上	人数	9,715	10,064	10,033	10,488	10,557	10,595
	割合	70.5%	71.8%	70.9%	73.7%	74.4%	74.5%
合計		13,770	14,027	14,137	14,236	14,176	14,218

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

＊0～17歳の身体障害者手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
0～5歳	人数	62	57	54
	割合	0.4%	0.4%	0.4%
6～14歳	人数	152	151	146
	割合	1.1%	1.0%	1.0%
15～17歳	人数	62	58	61
	割合	0.4%	0.5%	0.5%
0～17歳合計	人数	276	266	266
	割合	1.9%	1.9%	1.9%

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在
※「割合」は身体障害者手帳所持者全体に対する比率

平成28年度の状況は、65歳以上が74.4%とかなりを占め、平成24年度の70.5%から3.9ポイント増加しており高齢化が進行しています。

高齢者人口の増加に伴い、加齢により身体機能が衰えることで身体障害者手帳を取得する事例が増えていることが、手帳所持者の高齢化が進んでいる理由の一つに挙げられます。

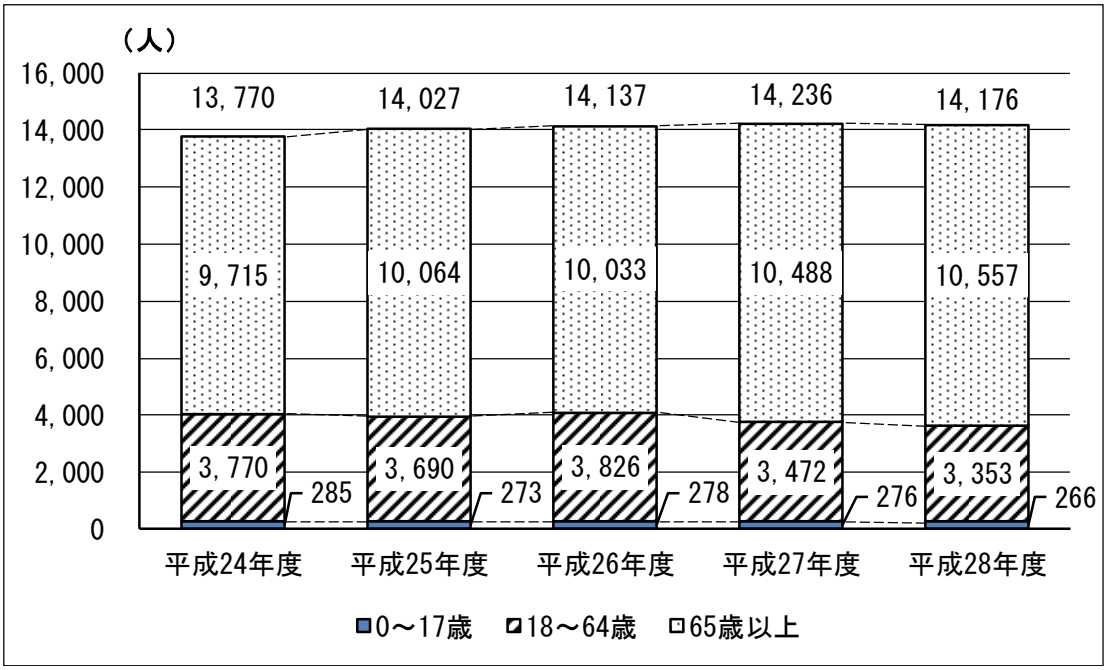

② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
１級	人数	2,971	3,074	4,046	4,150	4,164	4,208
	割合	21.6%	21.9%	28.6%	29.3%	29.4%	29.7%
２級	人数	2,128	2,126	1,951	1,956	1,935	1,913
	割合	15.5%	15.2%	13.8%	13.7%	13.6%	13.5%
３級	人数	2,015	2,017	2,680	2,621	2,560	2,551
	割合	14.6%	14.4%	19.0%	18.4%	18.1%	17.9%
４級	人数	4,691	4,871	3,857	3,865	3,830	3,831
	割合	34.1%	34.6%	27.3%	27.1%	27.0%	26.9%
５級	人数	1,133	1,116	837	841	868	884
	割合	8.2%	8.0%	5.9%	5.9%	6.1%	6.2%
６級	人数	832	823	766	803	819	831
	割合	6.0%	5.9%	5.4%	5.6%	5.8%	5.8%
合計		13,770	14,027	14,137	14,236	14,176	14,218

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
重度障害者（１級・２級）	人数	5,099	5,200	5,997	6,106	6,099	6,121
	割合	37.1%	37.1%	42.4%	43.0%	43.0%	43.2%

※各年度3月末日現在、※平成29年度は9月末日現在、「割合」は身体障害者手帳所持者全体に対する比率

身体障害者手帳所持者の各等級の占める割合を５年間でみると、１級では21.6%から29.4%と7.8ポイント増加し、３級も14.6%から18.1%と3.5ポイント増加しています。一方、４級では34.1%から27.0%と7.1ポイント減少しています。その他の等級では大きな変化は見られません。

全体に占める割合では１級が最も多く、平成28年度で29.4%となっています。また、重度障害者である１・２級をあわせた手帳所持者は、平成24年度の37．1%から5.9ポイント増えて、43.0%となっています。

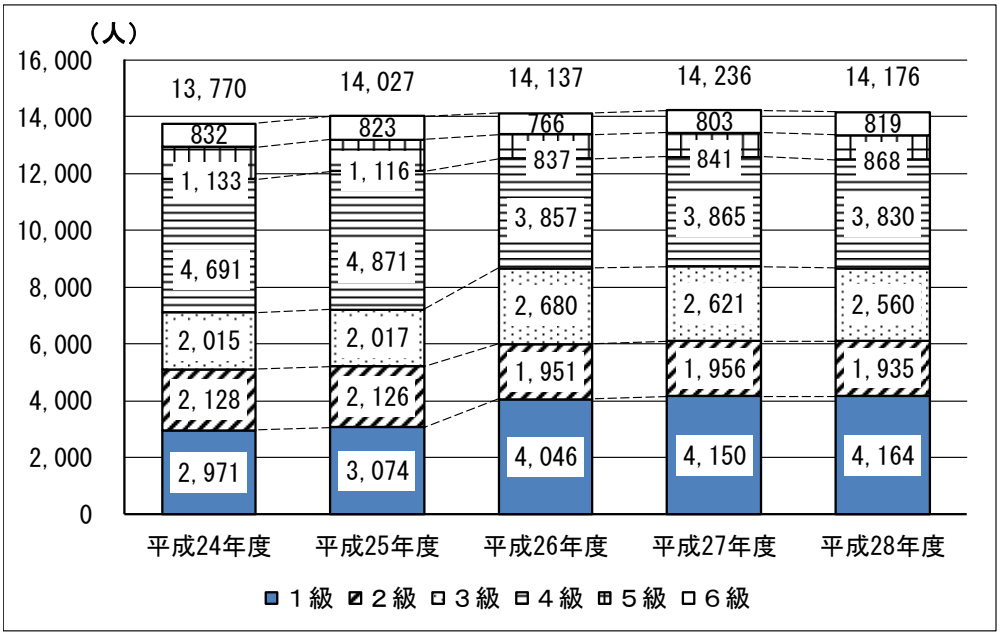

③ 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
視覚障害	人数	882	871	880	886	880	873
	割合	6.4%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.1%
聴覚・平衡機能	人数	1,205	1,224	1,201	1,224	1,207	1,211
	割合	8.8%	8.7%	8.5%	8.6%	8.5%	8.5%
音声・言語障害	人数	140	141	143	144	151	153
	割合	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%
肢体不自由	人数	7,642	7,799	7,790	7,721	7,624	7,612
	割合	55.5%	55.6%	55.1%	54.3%	53.8%	53.6%
内部障害	人数	3,901	3,992	4,123	4,261	4,314	4,369
	割合	28.3%	28.5%	29.2%	29.9%	30.4%	30.7%
合計		13,770	14,027	14,137	14,236	14,176	14,218

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

ここ５年間における身体障害者手帳所持者の障害種別ごとの割合は、内部障害の割合が微増しているほかに大きな変化はなく、肢体不自由が半数以上を占めて最も多くなっています。

加齢による衰えは足腰に現れることが多く、肢体不自由の高齢者が増加していること、また、人工関節、人工骨頭置換の施術数が増加していることがその理由として考えられます。

また内部障害の割合は、平成24年度の28.3%から平成28年度には30.4%と他の障害種別に比べると増加傾向にあります。

その理由としては、ペースメーカー植込術施術数の増加（心臓機能障害）や、人工透析患者の増加（じん臓機能障害）などが考えられます。

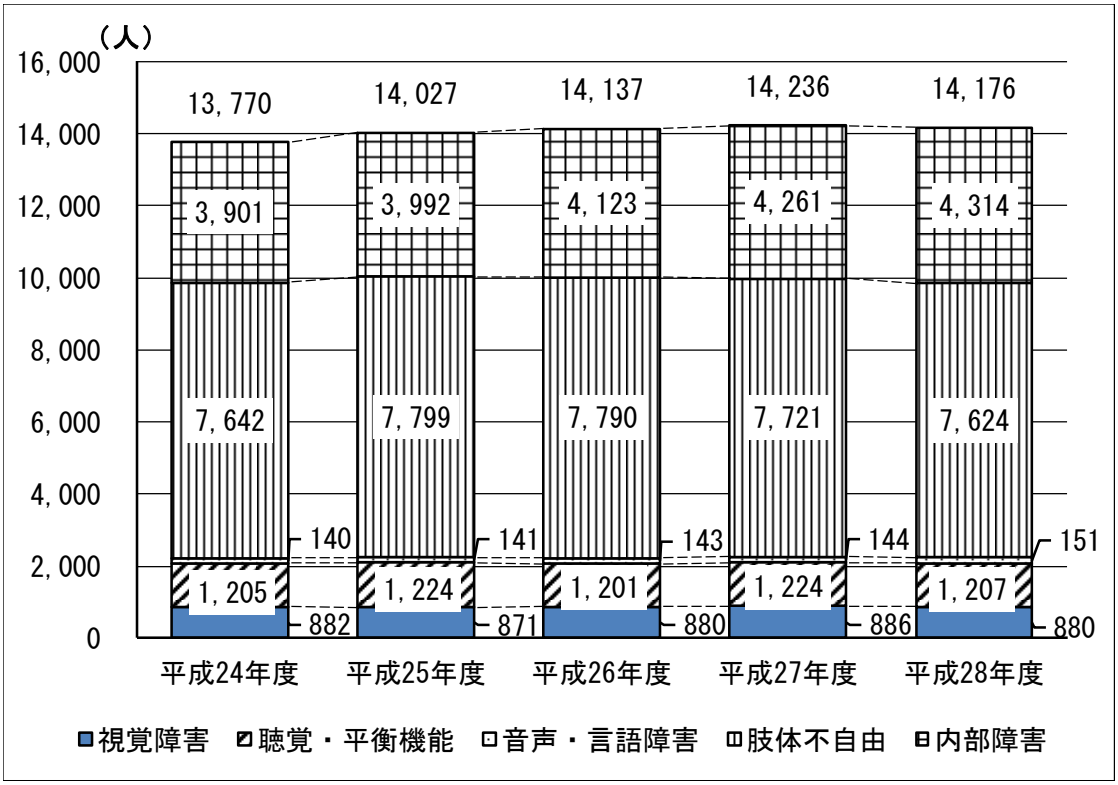

３．知的障害者の状況

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
0～17歳＊	人数	741	758	778	829	865	879
	割合	32.5%	32.1%	31.8%	32.1%	32.0%	32.0%
18～64歳	人数	1,462	1,519	1,579	1,663	1,729	1,757
	割合	64.1%	64.2%	64.5%	64.3%	64.0%	64.9%
65歳以上	人数	77	87	90	93	107	110
	割合	3.4%	3.7%	3.7%	3.6%	4.0%	3.1%
合計		2,280	2,364	2,447	2,585	2,701	2,746

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

＊０～17 歳の療育手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
0～5歳	人数	126	124	114
	割合	5.1%	4.7%	4.2%
6～14歳	人数	504	526	547
	割合	19.4%	19.4%	19.9%
15～17歳	人数	199	215	218
	割合	7.6%	7.9%	7.9%
0～17歳合計	人数	829	865	879
	割合	32.1%	32.0%	32.0%

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在
※「割合」は療育手帳所持者合計に対する比率

療育手帳所持者を年齢層別にみると、いずれの年齢層も増加傾向にありますが、年齢別の割合は、過去５年間でほとんど変化していません。

療育手帳は新規取得のほとんどが18歳未満の児童です。保健所や子ども発達センター、保育所、幼稚園、学校、事業所等の支援者が保護者の障害の気づきから受容へのサポートを丁寧に行うことで障害理解が進み、18歳未満での取得が増加していると考えられます。

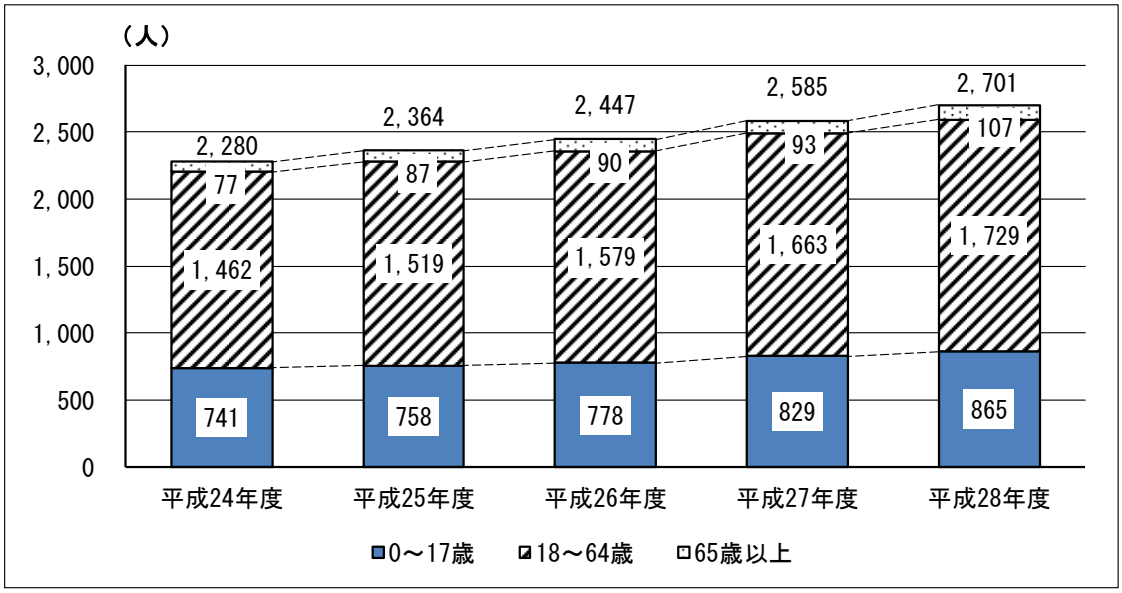

② 判定別の療育手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
A（1・2）	人数	1,053	1,087	1,117	1,149	1,183	1,195
	割合	46.2%	46.0%	45.6%	44.4%	43.8%	43.8%
B（1・2）	人数	1,227	1,277	1,330	1,436	1,518	1,535
	割合	53.8%	54.0%	54.4%	55.6%	56.2%	56.2%
合計		2,280	2,364	2,447	2,585	2,701	2,746

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

療育手帳所持者の判定別割合を平成28年度でみると、A判定が43.8%、B判定が56.2%となっています。過去５年間では、A判定が微減傾向、B判定が微増傾向にあります。

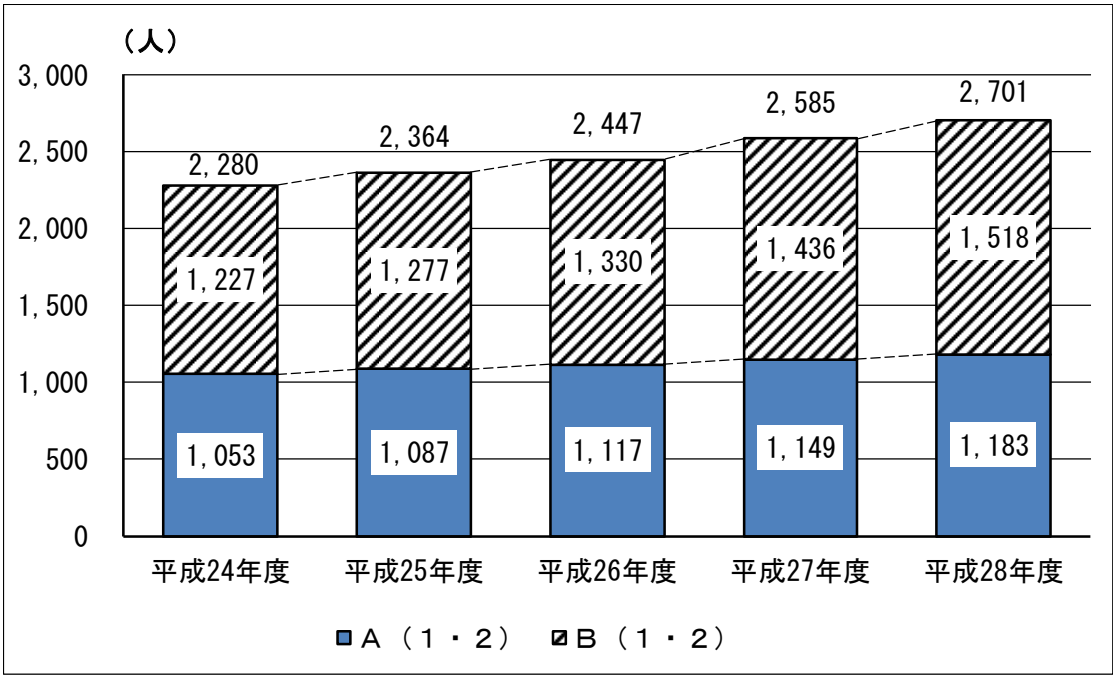

４．精神障害者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

（単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
１級	人数	273	300	308	318	355	411
	割合	14.5%	13.7%	13.0%	12.2%	12.7%	13.5%
２級	人数	1,328	1,523	1,620	1,708	1,792	1,904
	割合	70.4%	69.8%	68.5%	65.6%	63.8%	62.7%
３級	人数	284	359	439	579	659	723
	割合	15.1%	16.5%	18.5%	22.2%	23.5%	23.8%
合計		1,885	2,182	2,367	2,605	2,806	3,038
増減率（対平成24年度）		－	15.8%	25.6%	38.2%	48.9%	61.2%

※各年度6月末日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別の割合でみると、２級が特に多く60～70%を占めています。過去５年間の推移をみると、３級の割合が増加傾向にあります。

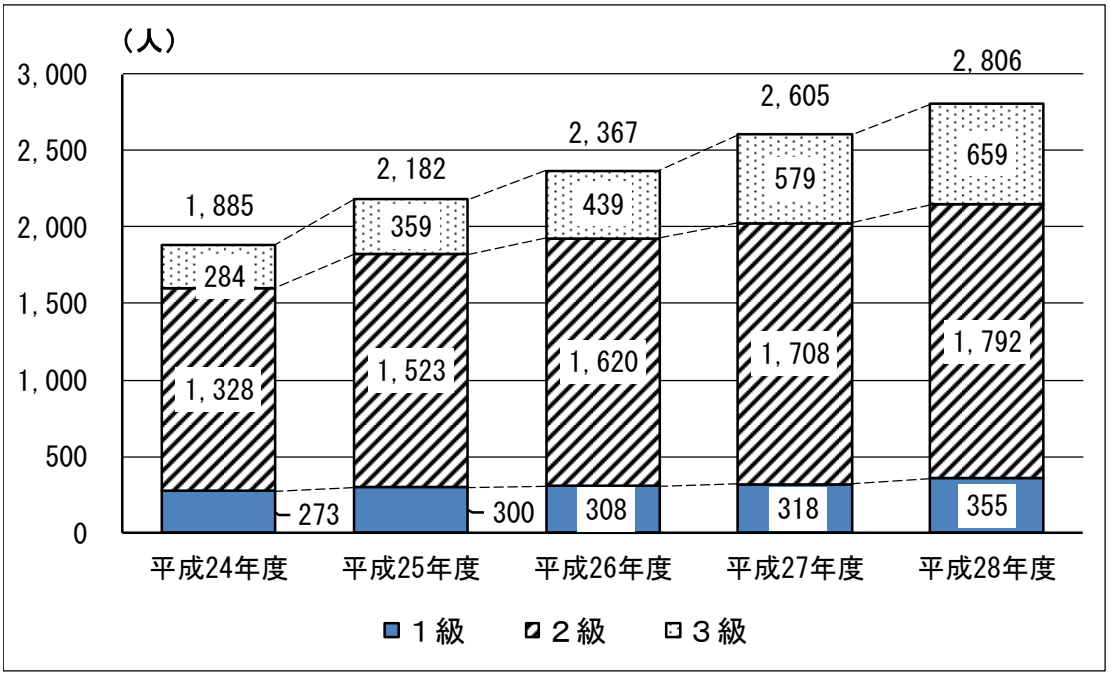

② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者	3,712	3,970	4,168	4,265	4,572	4,763
増減率 （対平成24年度）	－	7.0%	12.3%	14.9%	23.2%	28.3%

※各年度6月末日現在

障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者は、５年間で3,712人から4,572人へと860人増加しており、その増加率は23.2%で、手帳所持者の増加と連動していると考えられます。

自立支援医療の増加率に比べ、手帳所持者の増加率が48.9%と高くなっている理由として、これまで自立支援医療のみを利用していた人が、手帳を申請するようになったことなどが考えられます。

③ 精神障害者医療費助成受給資格者の状況

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
１級	190	215	254
２級	0	1,123	1,334
合計	190	1,338	1,588

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

精神障害者保健福祉手帳１級を所持している方は平成27年8月診療分から、２級を所持している方は平成29年1月診療分から、入院及び通院の保険診療分にかかる医療費への補助を実施しています。

これにより、平成28年度から対象となった２級所持者の受給資格者数が大きく増えています。

５．難病患者（指定難病特定医療受給者）の状況

指定難病特定医療受給者の状況

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（参考値）
受給者	2,656	2,828	2,930	3,188	3,279	3,175
増減率 （対平成24年度）	－	6.5%	10.3%	20.0%	23.5%	19.5%

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

平成24年度から平成28年度の5年間で、2,656人から3,279人へと623人増加しており、率では23.5%増加しています。

第３節 障害福祉施策関連事業費決算額の推移

本市の障害福祉施策関連事業費は、障害者数の増加に伴いサービスの利用が毎年増加しており，平成２４年度と平成２８年度の事業費を比較すると約２１億円増加しています。全般的に増加傾向が見られますが、日中活動系サービスの就労継続支援や、居住系サービスの共同生活援助、また、障害児通所支援の増加が大きくなっています。

（単位：百万円）

障害福祉施策関連事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護給付費等支給経費 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、施設訓練、特定障害者特別給付	4,028	4,283	4,321	4,530	4,762
訓練等給付費支給経費 共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	498	563	943	1,140	1,269
地域生活支援事業経費（必須事業） 理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、意思疎通支援、日常生活用具支給等、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域活動支援センター機能強化	349	380	370	392	398
地域生活支援事業経費（任意事業）	61	76	80	79	65
障害児通所給付費等経費 障害児相談支援、障害児通所支援、高額障害児通所給付費	357	544	714	787	909
合計	5,293	5,846	6,428	6,928	7,403

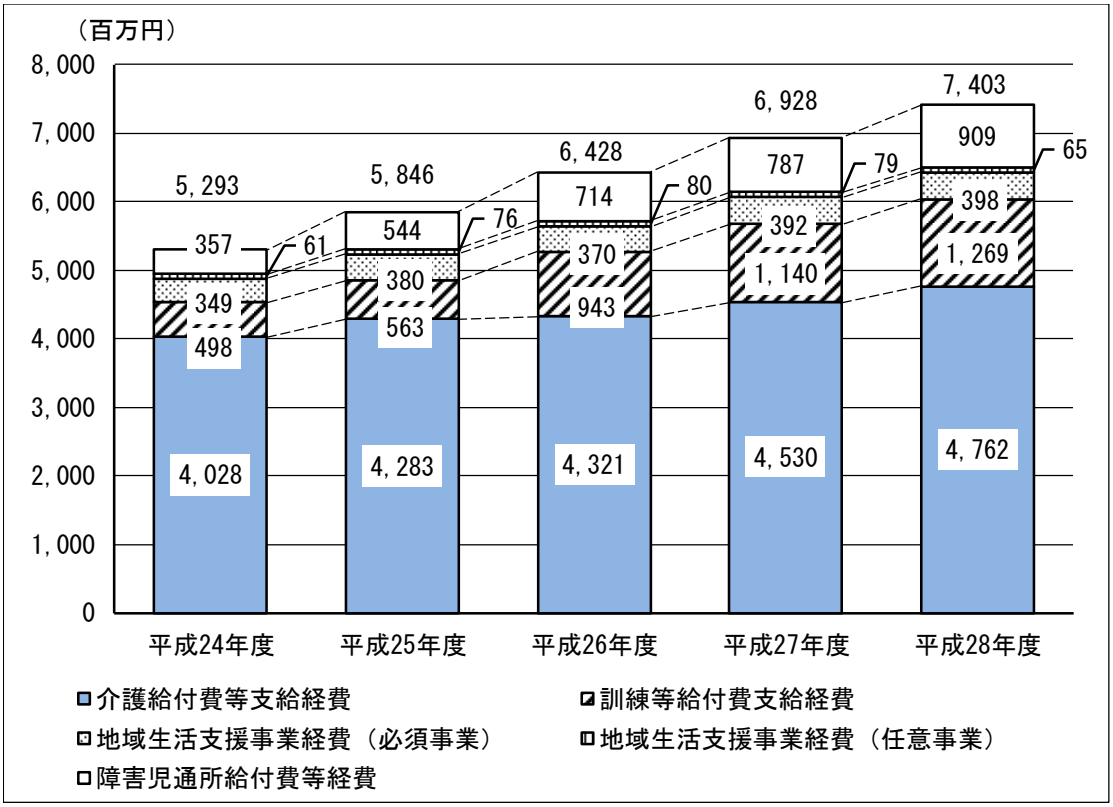

第４節 第４期計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の成果目標に対する進捗状況

１．福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第４期計画での考え方】

施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、施設整備事業においてグループホームの整備に努めます。しかしながら、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所を確保する必要もあります。

地域生活移行者の増加目標は、地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点における施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成29年度末における目標値を設定します。目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとします。

施設入所者の削減目標は、地域生活への移行に合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から４%以上削減することを基本とします。

【現状と課題】

平成28年度末時点の地域生活移行者は、16人と、目標の40人には届いていない状況です。地域で暮らす拠点のひとつとして、障害者の生活の場を確保するため、グループホームの整備をめざすとともに、地域生活移行者及び移行希望者の実態把握と移行を進めるために必要な支援の整理に努める必要があります。

【数値目標と実績：福祉施設の入所者の地域生活への移行】

平成25年度末現在の入所者数（基準値）	331人	
	平成29年度末時点の目標値	平成28年度末時点の実績値
地域生活移行者数（25年度末からの累計）	40 人	16 人
施設入所者削減見込者数（25年度末入所者数との差）	16 人	0 人

２．入院中の精神障害者の地域生活への移行

【第４期計画での考え方】

奈良県の数値目標を踏まえ、地域移行に向けた支援体制の確立について奈良市地域自立支援協議会で検討し、地域相談支援や障害福祉サービスの充実に努め、入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めます。

〈参考〉奈良県　平成31年度　目標

①入院後3カ月時点の退院率を65%とする。

②入院後1年時点の退院率を91%とする。

③長期入院者数（在院期間1年以上）を平成26年度見込者数の1,482人から1,200人へ約19%減少する。

【現状と課題】

市内２箇所の精神科病院の取り組みにより、退院率の実績は、県の数値目標を上回っていますが、１年以上の長期入院者は300人を超えている状況です。地域生活への移行に向けた取り組みとして、地域相談支援の充実を図り、地域の関係機関と病院と行政が連携して、長期入院から退院が可能になるための支援と退院後に地域生活を継続できる支援の体制を構築していく必要があります。

また、地域相談支援のハンドブック等を活用して、当事者や家族、病院関係者、福祉関係者に周知啓発を行い、地域移行に対する意識を高め、新たな支援者を増やすとともに、グループホーム等の居住支援の充実やピアサポートによる支援の充実により、地域で安心して暮らすための基盤づくりを進めることが求められています。

【実績：入院中の精神障害者の地域生活への移行】

	平成28年度実績	(参考値) 【県】平成31年度目標値
入院後３ヶ月時点の退院率①	77.1%	65%
入院後１年時点の退院率②	94.0%	91%
在院期間１年以上の長期入院者数③	321 人	（1,200人）県全域

※対象者：市内精神科病院（2か所）における、①②は各年度6月中の退院者、③は各年度6月末時点の入院者

３．障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点の整備

【第４期計画での考え方】

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点を、地域の社会資源を最大限に活用し平成29年度末までに1箇所整備することを基本とします。

【現状と課題】

これまで、地域生活を支援する機能を集約した拠点の整備について、具体的な方針の決定には至っていません。今後、国の動向を踏まえ、地域の社会資源を最大限に活用した拠点整備に向けた、具体的な協議の場を設定することが必要となっています。

４．福祉施設利用者の一般就労への移行

【第４期計画での考え方】

福祉施設利用者の一般就労への移行の増加目標は、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定し、当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の２倍以上とすることを基本とします。

就労移行支援事業の利用者数に係る増加目標については、一般就労に移行する者の目標値を達成するために、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の６割以上増加することとします。

また、事業所ごとの就労移行率についても、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることをめざすものとします。

【現状と課題】

福祉施設から一般就労への移行は、就労継続支援事業や就労移行支援事業の利用者をあわせて、平成28年度は32人となっており、平成29年度中の81人の目標には達していない状況です。

就労移行支援事業利用者数については、この事業が2年以内に期間が限定されることもあり、利用希望者が少なく達成が難しい状況となっています。

就労移行率が3割以上の事業所についても、達成している事業所が平成28年度では2箇所となっており、未達成となっています。

一般就労の受け入れを進めるための企業への取り組みと、就労移行率に関する事業所間の格差が課題となっています。

【数値目標と実績：福祉施設利用者の一般就労への移行】

	平成29年度末時点の目標値	平成28年度末時点の実績値	参考
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	81 人	32 人	平成 24 年度実績 23 人
就労移行支援事業利用者数	120 人	81 人	平成 25 年度末実績 75 人
就労移行率が 3 割以上の事業所	7 箇所（64%）	2 箇所（17%）	―

第５節 障害福祉サービス等の進捗状況

１．障害福祉サービスの利用実績

① 訪問系サービスの利用状況

障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

障害種別	サービス名	平成 27 年度（人）	平成 28 年度（人）	平成 29 年度（人）
身体障害者	居宅介護	226	223	237
	重度訪問介護	34	37	39
	同行援護	85	92	99
	行動援護	8	9	9
知的障害者	居宅介護	119	140	149
	重度訪問介護	2	5	5
	行動援護	116	126	132
精神障害者	居宅介護	365	401	427
	同行援護	2	3	3
	行動援護	0	1	1
障害児	居宅介護	73	77	82
	行動援護	70	74	77
難病	居宅介護	4	4	4
合計	居宅介護	787	845	899
	重度訪問介護	36	42	44
	同行援護	87	95	102
	行動援護	194	210	219

※月あたりの平均利用者数
※平成29年度については見込値を記載

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	人	1,130	1,017	90.0%	1,215	1,097	90.3%	1,320	1,162	88.0%
	時間	27,100	25,432	93.8%	28,600	27,132	94.9%	30,200	28,901	95.6%
同行援護	人	110	87	79.0%	120	95	79.2%	140	102	72.9%
	時間	1,100	1213	110.3%	1,100	1,378	125.3%	1,100	1,567	142.5%

※人：月あたりの平均利用者数　時間：月間の延利用時間

居宅介護について、平成27年度から平成28年度の推移をみると、身体障害者では減少していますが、知的障害は17.6%、精神障害者は9.9%と伸びています。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数は、増加傾向にあるものの、計画値に達しない実績となっています。

② 日中活動系サービスの利用状況

障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

障害種別	サービス名	平成 27 年度（人）	平成 28 年度（人）	平成 29 年度（人）
身体障害者	生活介護	196	196	204
	自立訓練	12	11	10
	就労移行支援	3	5	5
	就労継続支援（Ａ型）	28	29	32
	就労継続支援（Ｂ型）	20	22	24
	療養介護	42	43	45
	短期入所	36	35	39
知的障害者	生活介護	666	695	722
	自立訓練	9	13	15
	就労移行支援	23	18	18
	就労継続支援（Ａ型）	98	97	106
	就労継続支援（Ｂ型）	110	123	138
	療養介護	6	6	7
	短期入所	101	111	122
精神障害者	生活介護	158	167	173
	自立訓練	22	27	32
	就労移行支援	44	55	57
	就労継続支援（Ａ型）	38	46	50
	就労継続支援（Ｂ型）	147	153	172
	療養介護	0	0	0
	短期入所	24	24	27
障害児	短期入所	25	27	29
難病	就労移行支援	2	1	1
合計	生活介護	1,020	1,058	1,099
	自立訓練	43	51	57
	就労移行支援	72	79	81
	就労継続支援（Ａ型）	164	172	188
	就労継続支援（Ｂ型）	277	298	334
	療養介護	48	49	52
	短期入所	186	197	217

※月あたりの平均利用者数
※平成29年度については見込値を記載

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
生活介護	人	1,080	1,020	94.4%	1,140	1,058	92.8%	1,200	1,099	91.6%
	人日	18,700	18,165	97.1%	19,500	18,657	95.7%	20,300	19,609	96.6%
自立訓練（機能訓練）	人	10	12	110.0%	12	11	75.0%	15	10	66.7%
	人日	160	156	97.5%	190	139	73.2%	240	144	60.0%
自立訓練（生活訓練）	人	35	31	88.6%	40	40	105.0%	45	47	104.4%
	人日	400	405	101.3%	460	517	112.4%	520	807	155.2%
就労移行支援	人	100	72	72.0%	110	79	71.8%	120	81	67.5%
	人日	1,500	1,142	76.1%	1,700	1,222	71.9%	1,900	1,259	66.3%
就労継続支援（Ａ型）	人	190	164	86.3%	230	172	74.8%	270	188	69.6%
	人日	3,800	3,266	85.9%	4,400	3,370	76.6%	5,200	3,735	71.8%
就労継続支援（Ｂ型）	人	290	277	95.5%	340	298	87.6%	390	334	85.6%
	人日	3,900	3,929	100.7%	4,500	4,404	97.9%	5,300	5,175	97.6%
療養介護	人	45	48	106.7%	45	49	108.9%	45	52	115.6%
短期入所	人	180	186	103.3%	190	197	103.7%	210	217	103.3%
	人日	1,490	1,450	97.3%	1,690	1,573	93.1%	1,790	1,807	100.9%

※人：月あたりの平均利用者数　人日：月間の延利用日数

生活介護の利用者数は、増加傾向にあるものの、計画値に達していませんが、養護学校卒業生の進路先、就労困難な障害者の受け皿として日中活動系サービスの核となっている事業であり、今後もこの増加傾向は続くと想定されます。

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、平成28年度の計画値を下回る実績となっています。また、自立訓練（生活訓練）の利用者数は、平成28年度の計画値を若干上回る実績となっています。

機能訓練については、市内に利用できる事業所が無いため、主として県内にある市外の事業所を利用している人が多い状況です。増加が見られない理由としては、市外に事業所があり、対象者が限定される１年６か月間のサービスであることが考えられます。

生活訓練の利用については、標準期間が２年という有期限のサービスであり、知的障害者は、他の日中活動サービスである生活介護や就労継続支援を選択する傾向が見られます。

就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数は増加傾向にあるものの、計画値を下回る実績となっています。

③ 居住系サービスの利用状況

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	190	178	93.7%	210	195	92.9%	230	209	90.9%
施設入所支援	人	323	330	102.2%	319	329	103.1%	315	338	107.3%

※月あたりの平均利用者数

共同生活援助の利用者数は、計画値に達しない実績となっていますが、利用者が増加しており、今後の地域移行を進めていくためにも、受け皿となる住まいの確保は重要です。

施設入所支援の利用者数は、ほぼ横ばいになっています。

④ 相談支援の利用状況

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
			計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
相談支援	計画相談支援	人	1,700	368	21.6%	1,500	449	29.9%	1,600	519	32.4%
	地域移行支援	人	7	2	28.6%	7	4	57.1%	7	5	71.4%
	地域定着支援	人	7	1	14.3%	7	4	57.1%	7	1	14.3%

※月あたりの平均利用者数

相談支援の計画相談支援についての計画と実績の乖離が大きくなっていますが、その要因は、平成２７年度以降、すべてのサービス利用者に対してサービス等利用計画の提出が必須となることから計画相談支援費の大幅な増加を見込んだことによるものです。

⑤ 障害児支援の利用状況

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
児童発達支援	人	350	191	54.6%	410	247	60.2%	420	290	69.0%
	日	2,600	1,654	63.6%	3,200	2,000	62.5%	3,200	2,410	75.3%
放課後等デイサービス	人	530	413	77.9%	600	473	78.8%	610	553	90.7%
	日	4,900	4,070	83.1%	5,600	4,716	84.2%	5,600	5,501	98.2%
保育所等訪問支援	人	30	0	0.0%	40	0	0.0%	40	3	7.5%
	日	30	0	0.0%	40	0	0.0%	40	9	22.5%
医療型児童発達支援	人	2	0.3	15.0%	2	0	0.0%	2	2	100.0%
	日	20	3	15.0%	20	0	0.0%	20	18	90.0%
障害児相談支援	人	260	144	55.4%	300	153	51.0%	300	195	65.0%

※人：月あたりの平均利用者数　人日：月間の延利用日数

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、実績値をみると利用者数、延利用日数ともに伸びています。計画策定当初、障害児通所支援事業の利用者が急増しており、その増加状況から計画値を見込みましたが、下回る実績となっています。平成27年3月より奈良市障害児通所支援支給決定基準に基づき支給決定を開始したことにより利用目的や支給量が明確になり当初の見込みを下回っていると考えられます。保育所等訪問支援や医療型児童発達支援は市内に対象施設がないこともあり利用者数がほとんどありませんでした。

障害児相談支援も障害児通所支援事業利用者数の増加に伴い計画値を見込みましたが、計画値を下回っています。障害児通所支援利用時には利用計画に基づき支給決定することとされており全数実施しております。

２．地域生活支援事業の進捗状況

① 理解促進研修・啓発事業の実施状況

		平成27年	平成28年	平成29年
講演会等参加者数	人	120	114	100

※年間
※平成29年度については見込値を記載

理解促進研修・啓発事業として講演会のほか、障害福祉サービス事業所による授産品の展示・販売会を開催し、障害に関する市民への理解を図っています。

② 自発的活動支援事業の実施状況

		平成27年	平成28年	平成29年
助成団体数	件	1	1	1

※年間
※平成29年度については見込値を記載

障害者が情報交換できる交流会の活動や啓発活動を行っている団体など、地域の障害者及び支援者の活動を支援しました。

③ 相談支援等の利用状況

事業名		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
			計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
相談支援事業	年間延件数	件	28,000	34,465	123.1%	28,000	38,371	137.0%	28,000	45,070	161.0%
	委託箇所数	箇所	8	8	100.0%	8	8	100.0%	8	8	100.0%
市町村相談支援機能強化事業		箇所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
療育指導事業		箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

※年間

奈良市が委託する相談支援事業の増加については、平成２７年４月以降障害福祉サービスの利用の際には、「サービス等利用計画」の提出が必須となった為、その内容に関する相談支援の増加が影響したものと思われます。

④ 奈良市地域自立支援協議会の開催状況

地域自立支援協議会	開催状況			
	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運営委員会	開催回数（回／年）	4	3	3
相談支援部会	開催回数（回／年）	15	5	5
子ども部会	開催回数（回／年）	2	1	1
地域生活支援部会	開催回数（回／年）	2	2	2
就労支援部会	開催回数（回／年）	6	5	5

奈良市地域自立支援協議会

障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を設置しています。

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

⑤ 成年後見制度利用支援事業の利用状況

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
成年後見制度利用支援事業	人	10	7	70.0%	15	5	33.3%	20	8	40.0%

成年後見制度利用支援事業の減少等については、知的障害者及び精神障害者の市長申し立て件数が平成27年度4件、平成28年度2件であり、平成28年度については新規利用者が少なかったことにより計画を下回る実績となっています。

⑥ 意思疎通支援事業の利用状況

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
手話通訳者派遣事業	件	3,600	3,092	85.9%	3,900	2,688	68.9%	4,200	2,700	64.3%
要約筆記者派遣事業	延派遣件数	37	41	110.8%	41	34	82.9%	45	37	82.2%
	筆記者登録者数	9	9	100.0%	9	9	100.0%	9	8	88.9%
手話通訳者設置事業	人	4	4	100.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%
重度障害者入院時意思疎通支援事業	延支援時間(時間/年)	1,800	0	0.0%	1,800	0	0.0%	1,800	0	0.0%
	支援員登録者数(人/年)	12	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%

※年間

手話通訳者派遣事業は、計画を下回る実績値となっています。

要約筆記者派遣事業は、延派遣件数が平成28年度においては計画を下回る実績値となっています。

意思疎通支援事業は、聴覚障害者への情報保障及び障害のない人とのコミュニケーションの円滑化などから、聴覚障害者の自立と社会参加を支援するためには欠かせない事業です。

今後も、派遣の要請に応えられる体制を維持していく必要があります。

⑦ 日常生活用具給付等事業の利用状況

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績見込 B	進捗率 B÷A
日常生活用具給付等事業（ストマや紙おむつ等排泄管理支援用具を除く）	件	390	296	75.9%	415	287	69.2%	440	310	70.5%
排泄管理支援用具	件	7,300	7,404	101.4%	7,500	7,783	103.8%	7,700	8,400	109.1%

※年間

日常生活用具給付等事業については、排泄管理支援用具は計画値を上回った実績となっていますが、それ以外の用具については計画値を下回った実績となっています。

排泄管理支援用具の増加は、大腸がん手術や膀胱がん手術の増加に伴いストマ用具の利用者が増加していることが理由として考えられます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業の実施状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績見込 (B)	進捗率 B÷A
入門講座参加者数	人	40	24	60.0%	40	20	50.0%	40	37	92.5%
基礎講座参加者数	人	20	17	85.0%	20	15	75.0%	20	17	85.0%

※年間

入門講座参加者数、基礎講座参加者数については、いずれも計画値を下回った実績となっています。

意思疎通支援事業において大きな役割を果たす手話奉仕員養成のため、多くの人に講座に参加してもらえるよう、今後も啓発に努めます。

⑨ 移動支援事業の利用状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績見込 (B)	進捗率 B÷A
年間の実利用者数	人	1,100	1,079	98.1%	1,100	1,101	100.1%	1,200	1,033	86.1%
月間の平均利用時間数	時間	7,600	7,199	94.7%	8,000	7,334	91.7%	8,500	7,362	86.6%

※年間

移動支援事業の利用者数は、概ね計画どおりに進んでいます。

⑩ 地域活動支援センター事業の利用状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績見込 (B)	進捗率 B÷A
月平均利用者数	人	48	53	110.4%	50	48	96.0%	52	51	98.1%
箇所数	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

地域活動支援センターの利用者数は、概ね計画通りに推移しています。

⑪ その他事業の利用状況

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績値 (B)	進捗率 B÷A	計画値 (A)	実績見込 (B)	進捗率 B÷A
福祉ホーム事業	人	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
訪問入浴サービス事業	人	19	20	105.3%	20	16	80.0%	21	17	81.0%
	回	1,100	1,131	102.8%	1,100	1,064	96.7%	1,100	1,189	108.1%
日中一時支援事業	回	8,000	5,729	71.6%	8,400	5,912	70.4%	8,900	6,030	67.8%

※年間

福祉ホーム事業には、新規利用者の増加はなく横ばいであり、訪問入浴サービスについても平成27年度に1人の増加があったものの、新規利用者は少なく平成28年度実績では減少となっています。

日中一時支援事業は障害者のニーズも高く、日中の居場所づくりとして欠かせない事業ではありますが、平成26年度から障害福祉サービスとの利用を調整したこともあり、計画値より低い実績となっております。

その他事業	実施状況
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行いました。
	（延利用者数H27年度　254人、H28年度　304人、H29年度見込　310人）
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	総合福祉センターでスポーツ教室（陸上教室、親子体操教室等）、スポーツ大会（ふれあい宣言タイムマラソン大会等）レクリエーション教室（盆踊り大会等）を開催し、障害者の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図りました。
	（延参加者数H27年度　6,550人、H28年度　5,318人、H29年度見込　3,007人）
文化芸術活動振興事業	障害者等の作品展や陶芸教室、季節教室を総合福祉センターで実施し、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行いました。
	（延参加者数H27年度　811人、H28年度　972人、H29年度見込　985人）
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳（登録者数H27～H29年　40人）、音声訳（登録者数H27～29年　70人）により、市の広報、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供しました。
自動車改造費助成事業	自動車の改造費用の一部を助成しました。
	（延支援件数H27年度　5件、H28年度　4件、H29年度見込　5件）

第３章　　計画の成果目標（平成３２年度末）

第１節 成果目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即しつつ、本市の実状を鑑みて、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う観点から、地域生活の支援体制の構築や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス、地域相談支援並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る数値目標を設定します。

第２節 成果目標の設定

１．福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、国の施設整備事業を活用し、グループホーム等の施設整備に努めます。一方、グループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者がいるという現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

● 地域生活移行者数の目標

目標値については、平成27、28年度の2か年で16人移行できた実績から年間8人の移行者数を見込み、3か年で24人が移行することとし、平成28年度末時点の施設入所者数の７％以上が地域生活へ移行することをめざします。

地域移行希望者の実態把握と課題の整理に努め、地域移行支援サービス事業の実施を事業所に促すとともに、事業の啓発に努めます。

【国の基本指針】
平成28年度末の施設入所者と比較した平成32年度末時点での地域生活に移行する者の割合を９％以上とする。

【目標】

【基準】平成 28 年度末入所者数　331 人	
地域移行者数（平成 32 年度末）	**24 人（7%）**

● 施設入所者数の目標

引き続き、施設入所者の地域移行を進めることで入所者数の削減は一定見込まれますが、介護者の高齢化などの理由により、現在の社会資源では地域生活を続けられなくなる障害者がいること、また、障害児入所施設の利用者で18歳に達したことにより移行先が必要になることなどにより、新たな入所者の増加が見込まれるため施設入所者の削減数については目標を設定しないこととしました。

【国の基本指針】
平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数から２％以上削減

【目標】

【基準】平成 28 年度末入所者数　331 人	
施設入所者数（平成 32 年度末）	設定しない

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

本市においては、平成26年より奈良市地域自立支援協議会の地域生活支援部会、平成27年からは奈良市精神保健福祉連絡協議会とも連携して地域への移行に向けた協議をすすめており、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活基盤の整備や関係者の連携による重層的な支援体制の構築などの取り組みを進めていきます。

【国の基本指針】
全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

３．地域生活支援拠点等の整備

【目標】

障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を本市の実情に応じて平成32年度末までに1か所整備します。そのために、本市のニーズや既存のサービスの整備状況などに応じ、多機能拠点整備型や面的整備型などの整備手法など具体的なあり方について、奈良市地域自立支援協議会などを活用し、検討する場を設定し、整備に向けて取り組みます。

【国の基本指針】
平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つの拠点を整備

４．福祉施設からの一般就労への移行等

今まで継続してきた奈良市地域自立支援協議会就労支援部会への参加や必要な情報提供を今後も続け、ハローワーク等の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

● 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、一般就労への移行に向けて、地元企業とのつながりを活かした新たな取り組みを進めることとし、国の基本指針に則して、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍とすることを基本とします。

【国の基本指針】
平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍が福祉施設から一般就労へ移行

【目標】

【基準】平成 28 年度実績　32 人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	目標値
	48 人

● 就労移行支援事業の利用者の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、サービスの性質上２年間の有期のサービスであり平成27・28年度の一年度毎に約80人で推移していることから、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の１割以上増加することとします。

【国の基本指針】
就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者から２割以上増加

【目標】

【基準】平成 28 年度末実績　81 人	
就労移行支援事業利用者数	目標値
	90 人

● 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、事業所ごとの就労移行率については、国の基本指針に則して、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることをめざすものとします。

【国の基本指針】
就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上

【目標】

移行率が 3 割以上の事業所	目標値
	6 箇所　（50%）

● 職場定着率の目標

就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率に関する成果目標は、国の基本指針に則して、就労支援開始後１年後の職場定着率80%を目標とします。

【国の基本指針】
就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を80%

【目標】

就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率	目標値
	80%

５．障害児支援の提供体制の整備等

● 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置

児童発達支援センターは奈良市に4か所あります。それぞれのセンターは各機関の特徴を生かしながらその役割を発揮されていますが、今後さらに専門機能の強化や通所事業所との緊密な連携を図り障害児の支援体制が向上するよう連携を図っていきます。

【国の基本指針】
児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所設置

● 保育所等訪問支援の充実

【目標】

保育所等訪問支援事業所の設置は1か所を目標とし、庁内関係機関や障害児通所支援事業所等と連携を図り利用しやすい体制の構築を図ります。

【国の基本指針】
保育所等訪問支援を利用できる体制を全ての市町村で構築

● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児の発達支援を行っている市内事業所は、児童発達支援事業所は３か所、放課後等デイサービス事業所は４か所あります（平成30年１月時点）。今後も事業所における支援の質の向上や身近な地域で利用できるよう各事業所と連携を図りながら支援の提供を行っていきます。

【国の基本指針】
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所確保

● 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

現在設置されている奈良市地域自立支援協議会こども部会等での連携会議の充実と保育等とも連携を図り医療的ケア児の支援について協議を行います。

【国の基本指針】
平成30年度末までに、市町村及び圏域ごとに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

第４章　　障害福祉サービスの見込み及び確保方策

第１節 サービス見込量設定の考え方

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に即して見込量を設定します。また、当該見込量については、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、近年の実績及び伸び率、アンケート調査結果、地域の実情を踏まえて設定します。

第２節 訪問系サービス

１．居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分１（障害児はこれに相当する心身の状態）以上で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障害で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分４以上で一定の要件を満たしている重度の肢体不自由者及び知的又は、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人
同行援護	移動の著しく困難な視覚障害者の外出を支援し、その際の代読等の支援や、食事や排泄等の介護を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人
行動援護	障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分３以上で一定の要件を満たしている人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

利用者数及び利用時間については、障害の重度化や社会参加の必要性から増加を見込んでおり、サービス提供については、より上質の支援の提供が行われるよう事業所に啓発するとともに、利用者の状態や状況に応じて、サービス等利用計画をもとに、適切な支給決定を行っていきます。

居宅介護

人：月あたりの利用者数

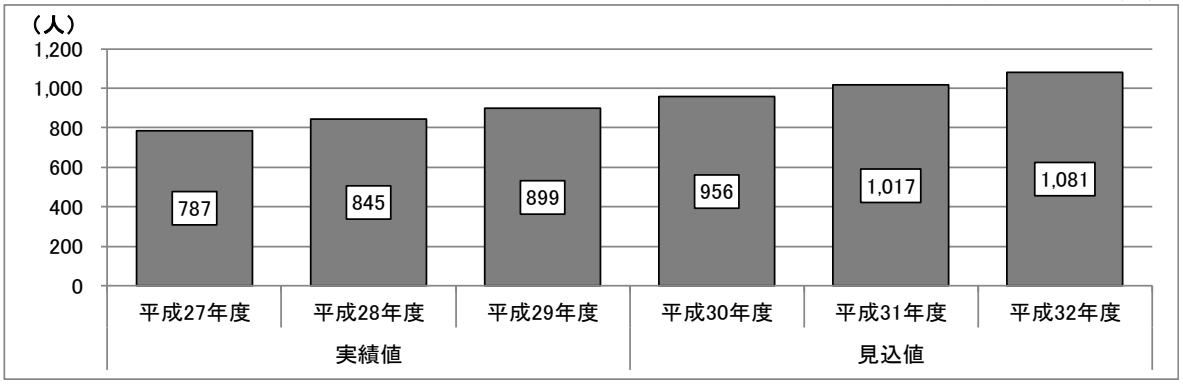

※平成29年度の実績値は見込み

重度訪問介護

人：月あたりの利用者数

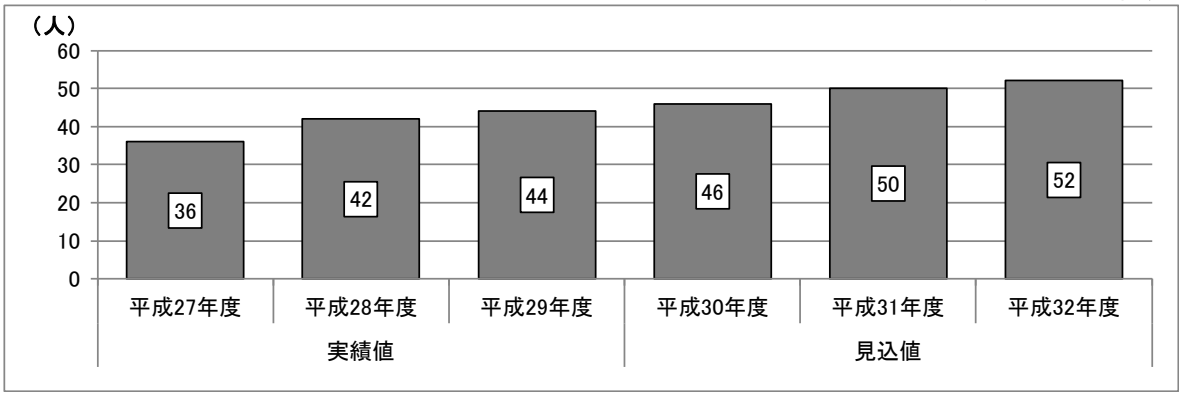

※平成29年度の実績値は見込み

同行援護

人：月あたりの利用者数

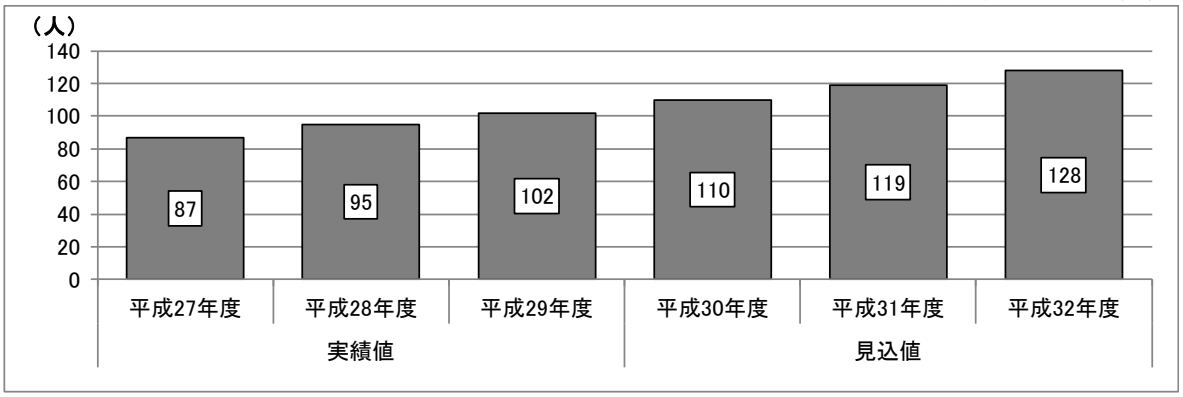

※平成29年度の実績値は見込み

行動援護

人：月あたりの利用者数

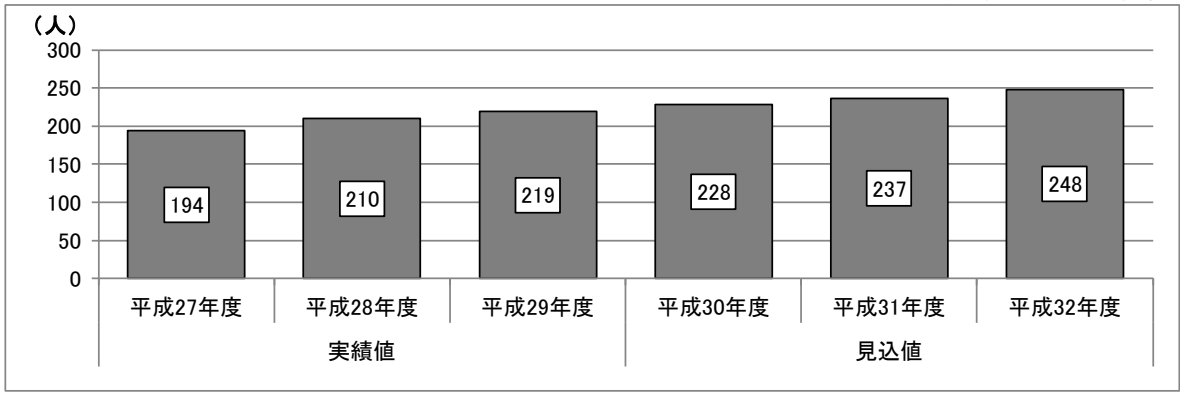

※平成29年度の実績値は見込み

【障害福祉サービス等の見込量　訪問系サービス】

人：月あたりの利用者数　時間：月間の延利用時間

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人	956	1,017	1,081
	時間	18,055	18,832	19,642
重度訪問介護	人	46	50	52
	時間	8,314	9,645	11,189
同行援護	人	110	119	128
	時間	1,782	2,027	2,305
行動援護	人	228	237	248
	時間	4,491	4,559	4,628

第３節 日中活動系サービス

１．生活介護

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、 ①障害支援区分 3 以上 （施設へ入所する場合は区分 4 以上） ②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上（施設へ入所する場合は区分 3 以上）

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

サービスは年々増加傾向にあり、年間４０～５０人程度の利用者の増加を見込んでいます。

障害者の個々の特性に応じたより質の高いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

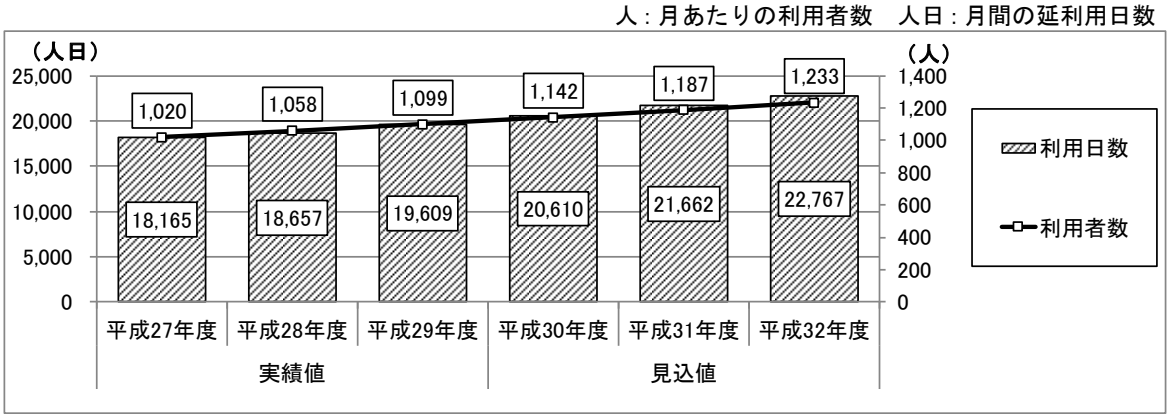

※平成29年度の実績値は見込み

２．自立訓練（機能訓練）

サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練 （機能訓練）	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 ②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

市内に事業所が無いため、現状では利用者数の増加が見込めません。

機能訓練ができる事業所を新規に開設するには、専門職員の配置や医療機関との連携などが必要不可欠であるため、今後は市内医療法人や社会福祉法人等に事業所設置の必要性について啓発を行います。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

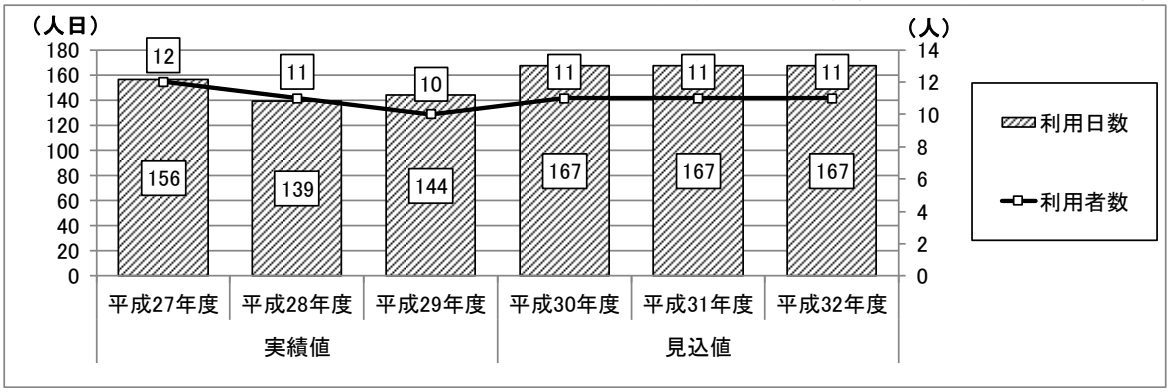

※平成29年度の実績値は見込み

３．自立訓練（生活訓練）

サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練 （生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 ②特別支援学校（養護学校）を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人等

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行を進めるうえで利用者は増加すると見込まれますが、サービス利用期間が原則２年と限定されていることに加え、新規参入の事業所も出ていないことから、急激な増加とならず微増で推移していくと考えられます。

今後、訓練期間中の相談支援体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

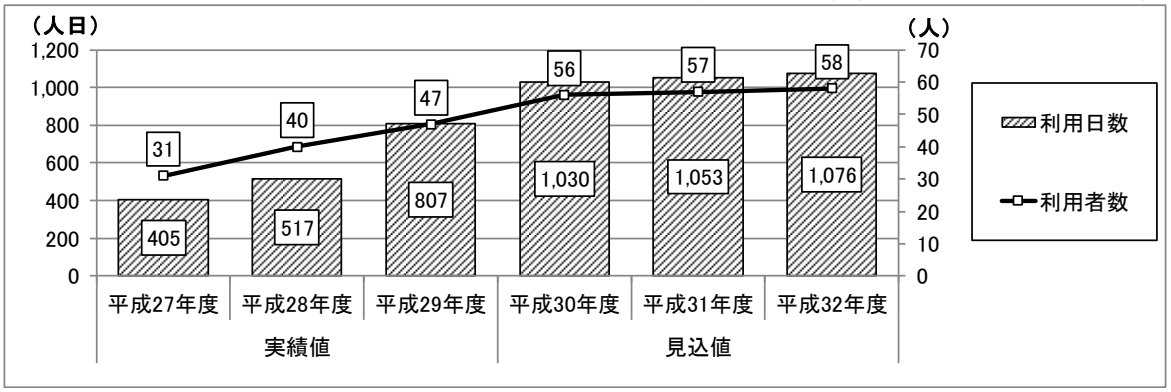

※平成29年度の実績値は見込み

４．就労移行支援

サービス名	サービス内容	対象者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

ハローワークやなら障がい者就業・生活支援センターコンパス、特別支援学校等との連携を図ることで利用者数の増加は見込めますが、サービス利用期間が原則２年と限定されていることから、急激な増加はないと考えられます。

ハローワーク等の行政機関及び事業所だけではなく、一般企業も交えた研修会の開催など障害者雇用についての更なる啓発に努めます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

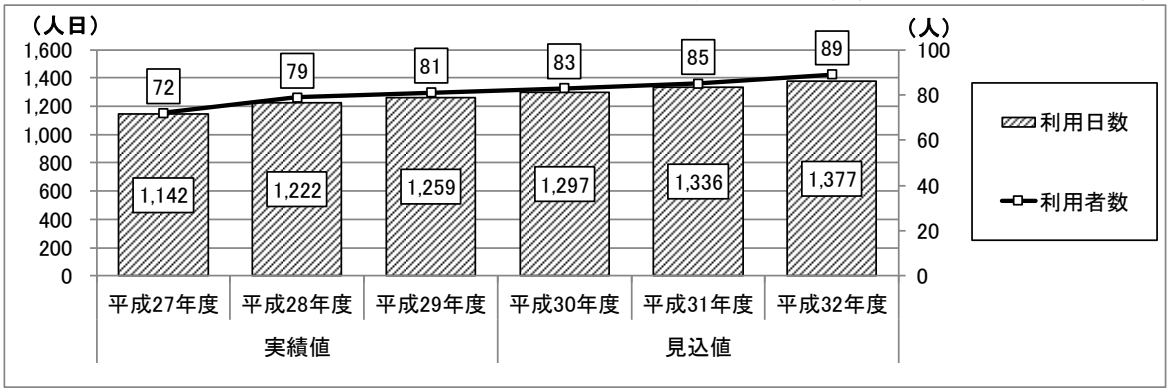

※平成29年度の実績値は見込み

５．就労継続支援Ａ型

サービス名	サービス内容	対象者
就労継続支援 Ａ型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に 65 歳未満）で、 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

事業所は、サービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため、運営面での工夫が必要となりますが、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であり、利用者数の増加を見込んでいます。

事業所で生産・製作された食品や物品等について、例えば地域の特産品を扱うなどの創意・工夫を行うとともに、インターネット販売などの積極的なIT活用を推進していく等、販売ルートの拡大や確立をめざすために事業所・行政・企業等の連携を図っていきます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

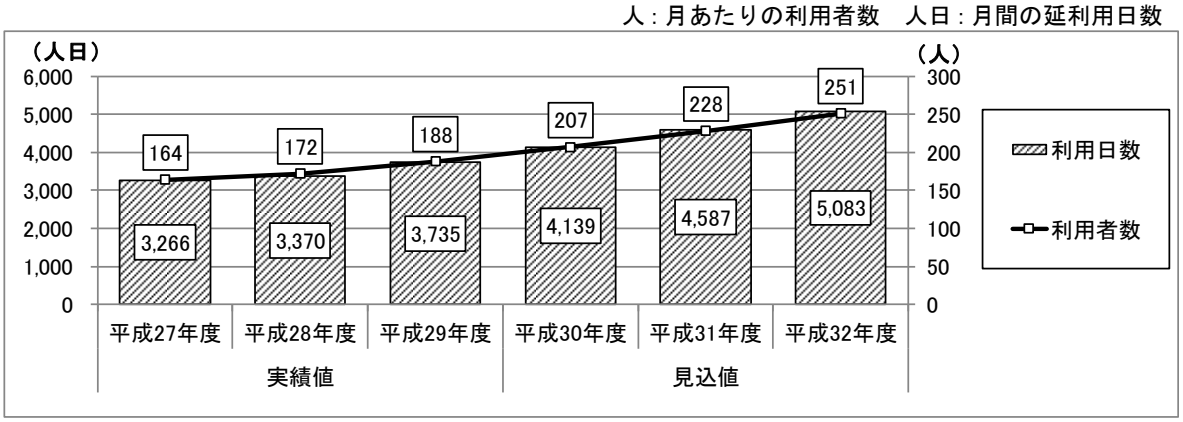

※平成29年度の実績値は見込み

６．就労継続支援Ｂ型

サービス名	サービス内容	対象者
就労継続支援 Ｂ型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人で、 ①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援事業を利用した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された人 ③　①、②に該当しない人で、50 歳に達している人、または障害基礎年金 1 級を受給している人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

本来の就労移行支援の機能と共に、就労移行支援事業を利用したが就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいます。

就労継続支援A型と同様に事業所で生産・製作された食品や物品等について、例えば地域の特産品を扱うなどの創意・工夫を行うとともに、インターネット販売などの積極的なIT活用を推進していく等、販売ルートの拡大や確立をめざすために事業所・行政・企業等の連携を図っていきます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

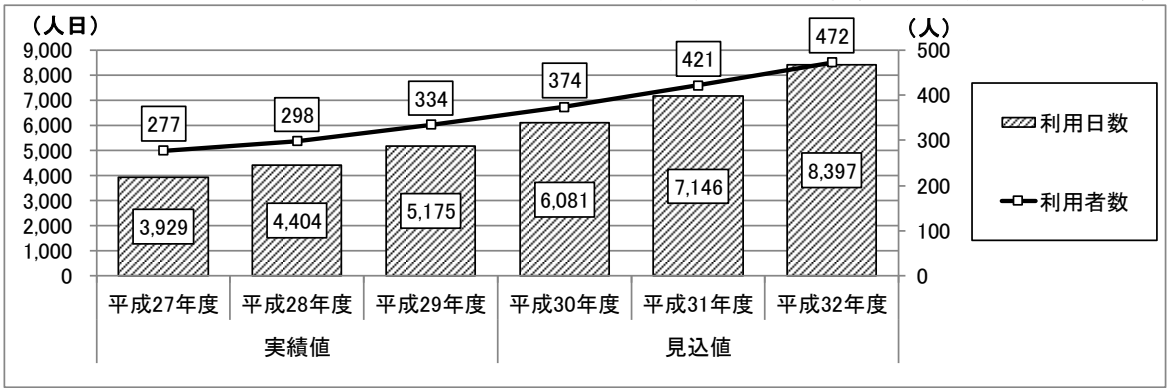

※平成29年度の実績値は見込み

7. 就労定着支援　（平成 30 年４月１日　事業開始）

サービス名	サービス内容	対象者
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。	就労を希望する 65 歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方（具体的には次のような例が挙げられます。） ①就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

平成３０年度からのサービスであるため、体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

人：月あたりの利用者数

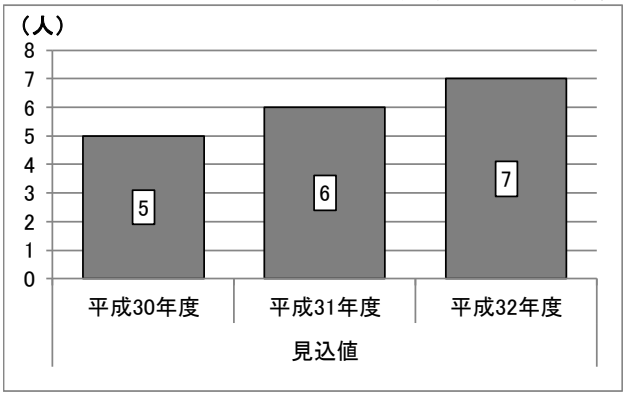

8. 療養介護

サービス名	サービス内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分 5 以上の人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

療養介護事業は、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、医療機関との連携等で対応できるように努めます。

人：月あたりの利用者数

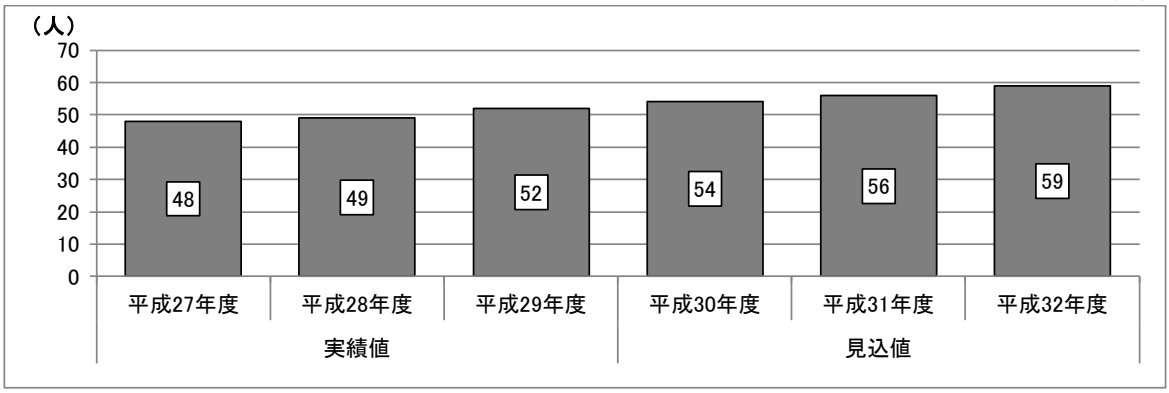

※平成29年度の実績値は見込み

９．短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービス内容	対象者
短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護がうけられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害支援区分１以上の障害者及び厚生労働大臣が定める区分１以上の障害児

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

短期入所（福祉型）については、障害者の介護者等の事情により利用する場合と、将来施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合があり、重要なサービスとして位置付けられている事業です。介護者等の高齢化に伴い、今後さらに緊急時の受け入れ等の必要性も高まってくると考えられます。そのため、通所事業所等に対しても設置に向けての啓発を行います。

短期入所（医療型）については、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害児・者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、医療機関との連携等で対応できるよう努めます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

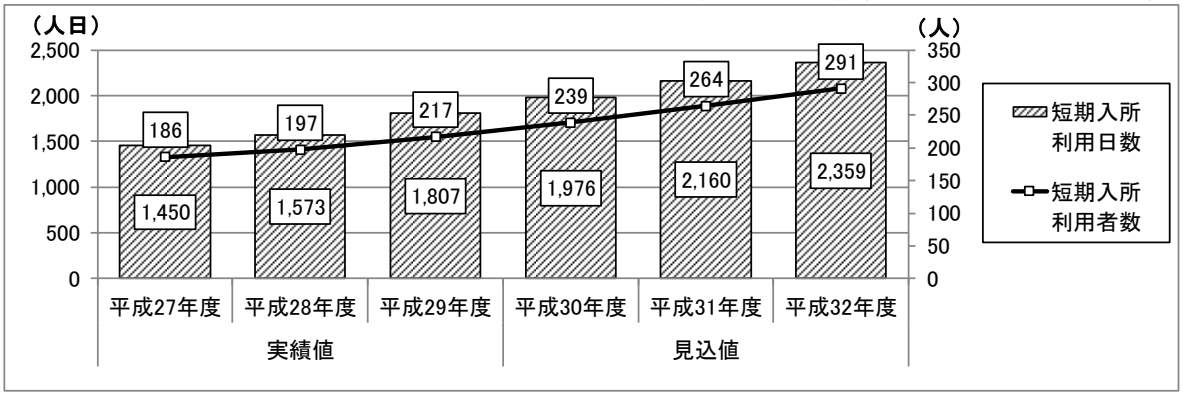

※平成29年度の実績値は見込み

【障害福祉サービス等の見込量　日中活動系サービス】

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人	1,142	1,187	1,233
	人日	20,610	21,662	22,767
自立訓練（機能訓練）	人	11	11	11
	人日	167	167	167
自立訓練（生活訓練）	人	56	57	58
	人日	1,030	1,053	1,076
就労移行支援	人	83	85	89
	人日	1,297	1,336	1,377
就労継続支援（Ａ型）	人	207	228	251
	人日	4,139	4,587	5,083
就労継続支援（Ｂ型）	人	374	421	472
	人日	6,081	7,146	8,397
就労定着支援	人	5	6	7
療養介護	人	54	56	59
短期入所（福祉型）	人	220	243	267
	人日	1,887	2,061	2,249
短期入所（医療型）	人	19	21	24
	人日	89	99	110
短期入所　計	人	239	264	291
	人日	1,976	2,160	2,359

第４節 居住系サービス

１．自立生活援助　（平成 30 年４月１日　事業開始）

サービス名	サービス内容	対象者
自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

平成３０年度からのサービスであるため、体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

人：月あたりの利用者数

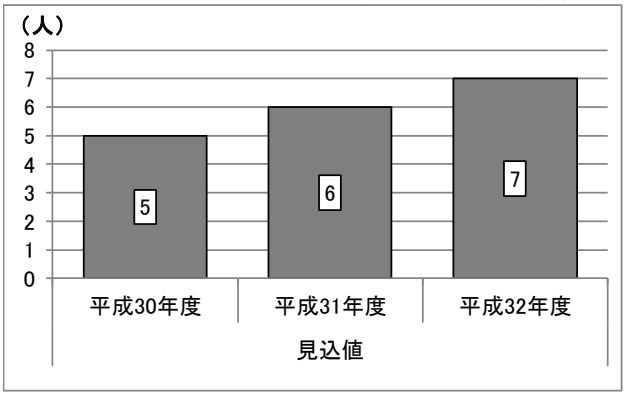

２．共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービス内容	対象者
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で行われる、相談や日常生活上の援助を行います。	障害者（身体障害者は、65 歳未満の人又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人）

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行の要として、グループホームの充実が最も重要とされており、本市においても、グループホームの整備は重要課題の一つとなっています。そこで、地域生活を支える受け皿としてのグループホームの位置付けを明確にし、障害者が安心して生活し、自立できる場所の確保に努めることで地域福祉の向上を図ります。

また、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応えられる、サテライト型住居やグループホームでの外部サービス利用についても啓発を図ります。

人：月あたりの利用者数

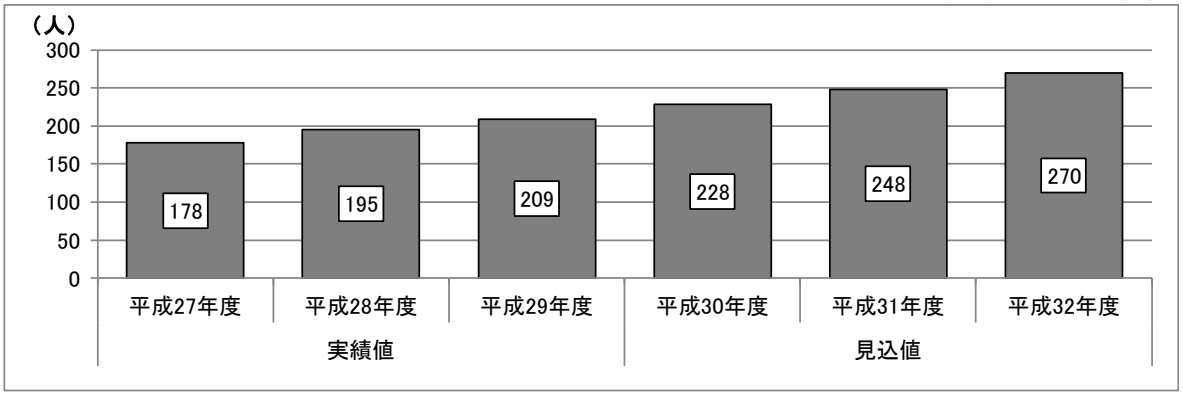

※平成29年度の実績値は見込み

３．施設入所支援

サービス名	サービス内容	対象者
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	①原則として、障害支援区分 4 以上の人（50 歳以上の場合は、区分 3 以上） ②自立訓練または就労移行支援のうち、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

本市においてはグループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者のニーズがあるという現状を見据え、地域生活への移行を進めていくと同時に、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

人：月あたりの利用者数

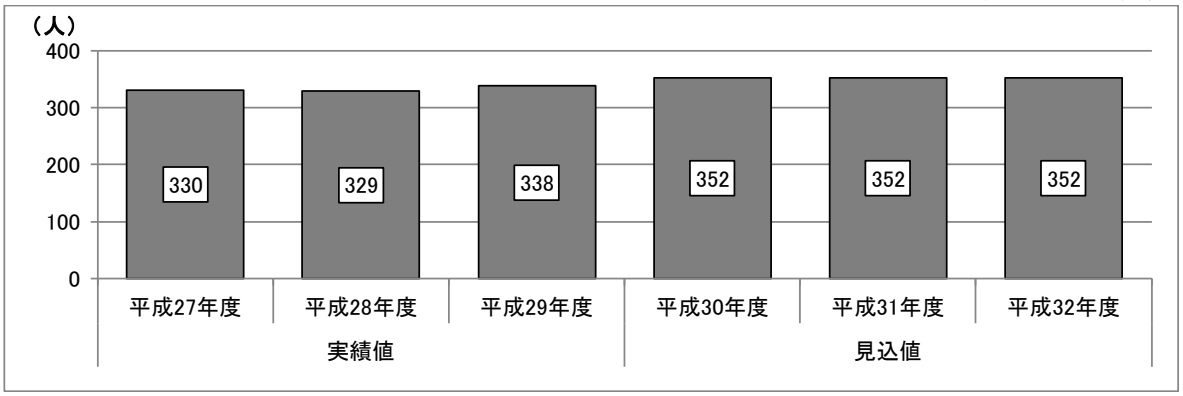

※平成29年度の実績値は見込み

【障害福祉サービス等の見込量　居住系サービス】

人：月あたりの利用者数

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	5	6	7
共同生活援助（グループホーム）	人	228	248	270
施設入所支援	人	352	352	352

第５節 相談支援

１．計画相談支援

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域移行支援・地域定着支援を利用する障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。	障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人 地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

平成27年度以降、すべてのサービス利用者に対して相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案又は利用者等が自身で作成するセルフプランの提出が必須となりました。そのため、サービス利用者の増加と連動するものとして見込値を設定しております。また、計画相談支援を希望しながらもすぐに対応してもらえず、セルフプランでつないでいる状況も少なからずある中で、事業者への業務拡大等を促進します。

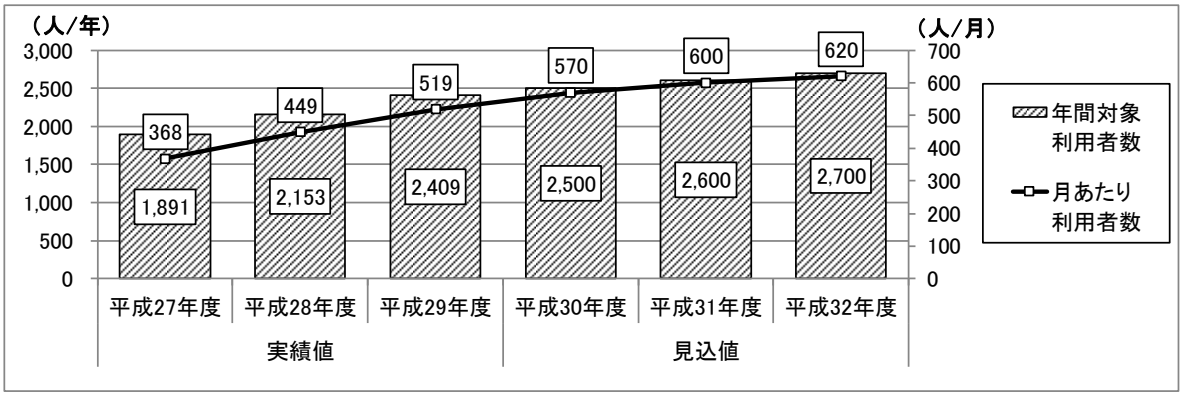

※平成29年度の実績値は見込み

２．地域移行支援

サービス名	サービス内容	対象者
地域移行支援	居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者（１年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める人）

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行支援利用者として、主に市内にある精神科病院から障害福祉サービス利用の予定者数を基に、国等が定める方針に基づき実施できるよう見込みました。

入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。また「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方に基づき、地域への受け入れ条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を医療機関や保健所、障害者の相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し進めていきます。

人：月あたりの利用者数

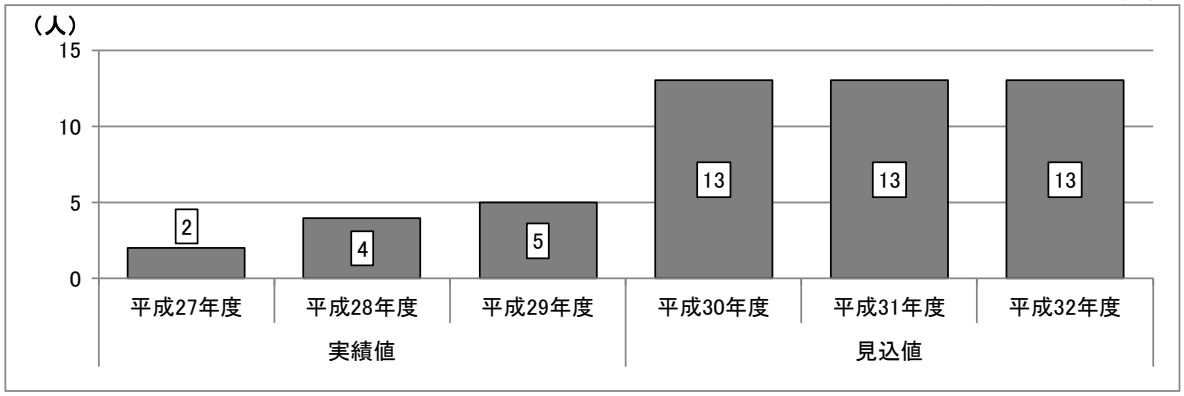

※平成29年度の実績値は見込み

３．地域定着支援

サービス名	サービス内容	対象者
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。	居宅において単身で生活する障害者や居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込めない状況にある障害者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域定着支援利用者として、主に市内にある精神科病院から障害福祉サービス利用の予定者数を基に、国等が定める方針に基づき実施できるよう見込みました。

施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしへ移行した障害者等に対し、サービスの利用についての周知を図ります。

人：月あたりの利用者数

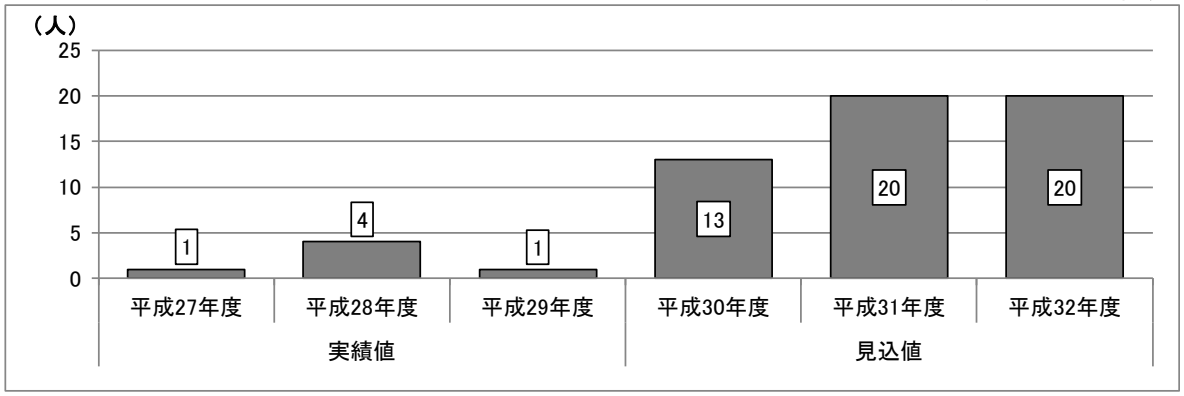

※平成29年度の実績値は見込み

【障害福祉サービス等の見込量　相談支援】

人：月あたりの利用者数

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	年間対象利用者数	2,500	2,600	2,700
	人	570	600	620
地域移行支援	人	13	13	13
地域定着支援	人	13	20	20

第５章　　障害児支援の見込み及び確保方策

第１節 サービス見込量設定の考え方

障害児が適切な支援を受けることができるよう療育の場や相談支援体制の充実に努めます。現在、通所事業所は充足していますが、支援の質の向上のため児童発達支援及び放課後等デイサービスのガイドラインを遵守するよう啓発に取り組みます。障害児相談支援は、子どもの特性や困りごとなどを把握し、支援利用計画の作成やモニタリングなど適切かつ丁寧な関わりが必要とされますが、利用者数が増加するなか相談支援専門員の負担も大きくなっています。奈良市地域自立支援協議会・奈良市障がい児通所支援連絡協議会等と連携し療育の場の質的向上や相談支援体制の充実に努めます。

第２節 障害児通所支援・障害児相談支援等

１．児童発達支援事業

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

障害の確定した子どもや障害が確定しない段階の子どもも対象として、早期療育支援や保護者・家族支援、地域支援が充実するよう取り組みます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

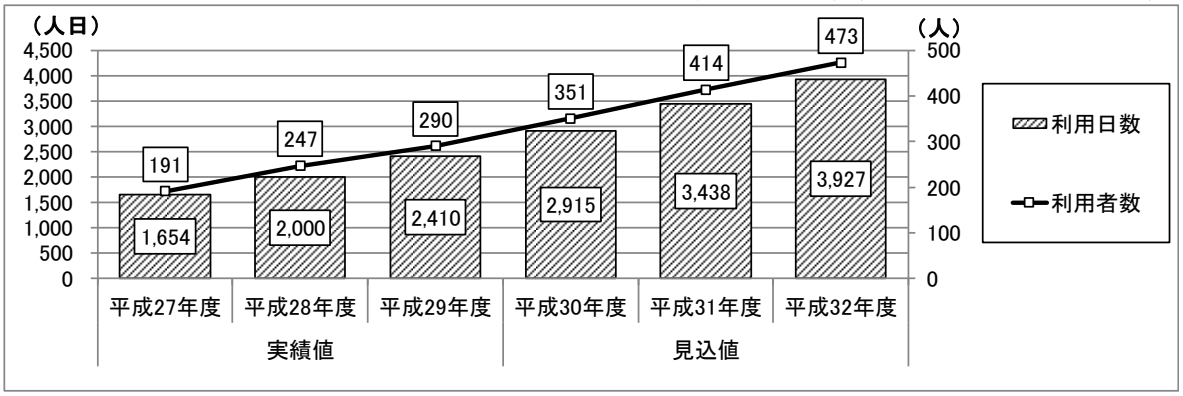

※平成29年度の実績値は見込み

2. 医療型児童発達支援

サービス名	サービス内容	対象者
医療型児童発達支援	必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

関係機関と連携を図りながら利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

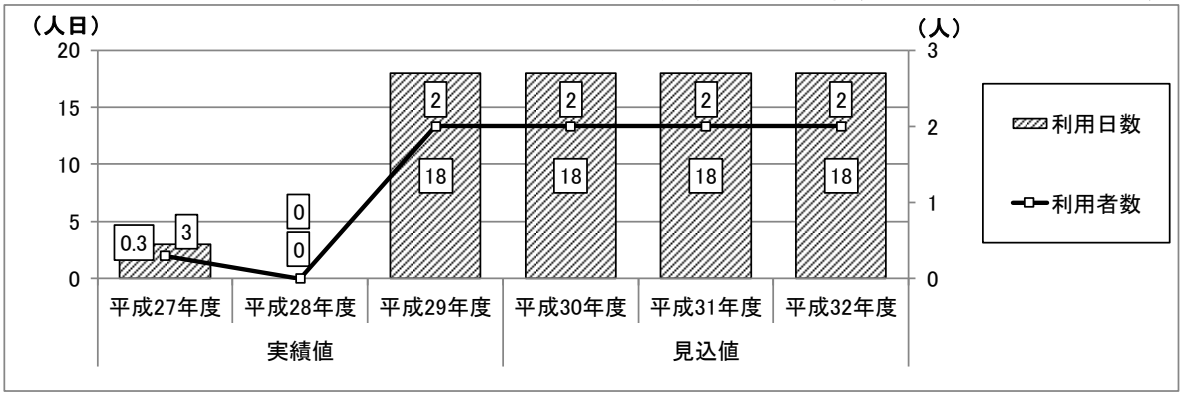

※平成29年度の実績値は見込み

3. 放課後等デイサービス

サービス名	サービス内容	対象者
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障害児

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

学校卒業後を見据えた生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進等の支援を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するよう推進していきます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

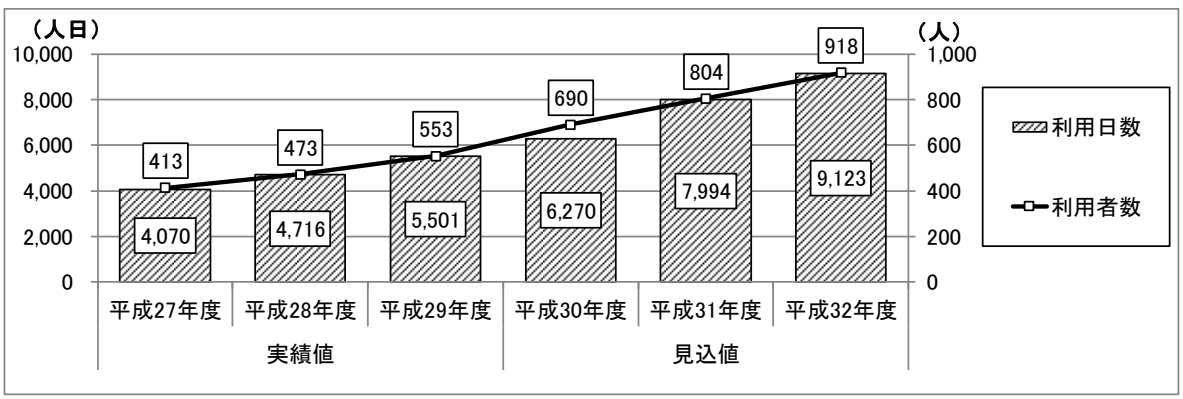

※平成29年度の実績値は見込み

４．保育所等訪問支援

サービス名	サービス内容	対象者
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

子どもが所属する保育所や教育機関等と連携を図り、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進していきます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

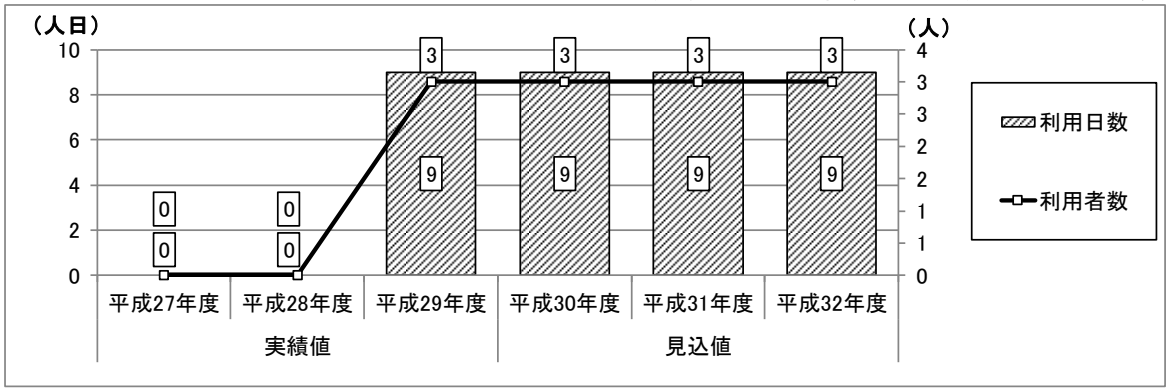

※平成29年度の実績値は見込み

５．居宅訪問型児童発達支援　（平成 30 年４月１日　事業開始）

サービス名	サービス内容	対象者
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

平成30年度からのサービスであるため、体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

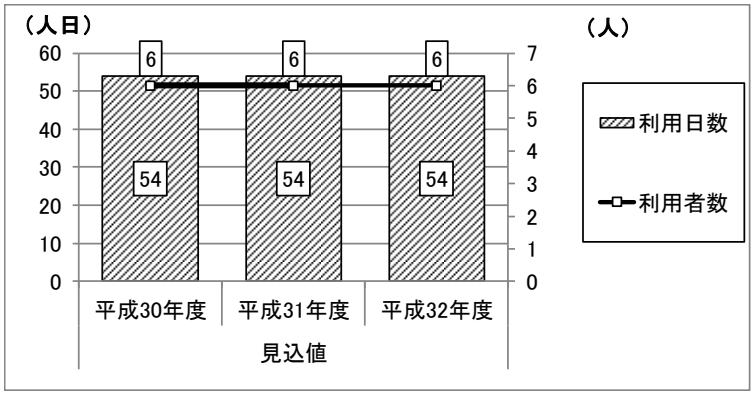

６．障害児相談支援

サービス名	サービス内容	対象者
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害児通所支援を申請した障害児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた人

【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

障害児が将来自立し望む地域で生活していくために、ニーズや障害児のもつ力に応じた支援が提供されるよう、関係機関や障害児相談支援事業所等と連携を図り事業を実施していきます。

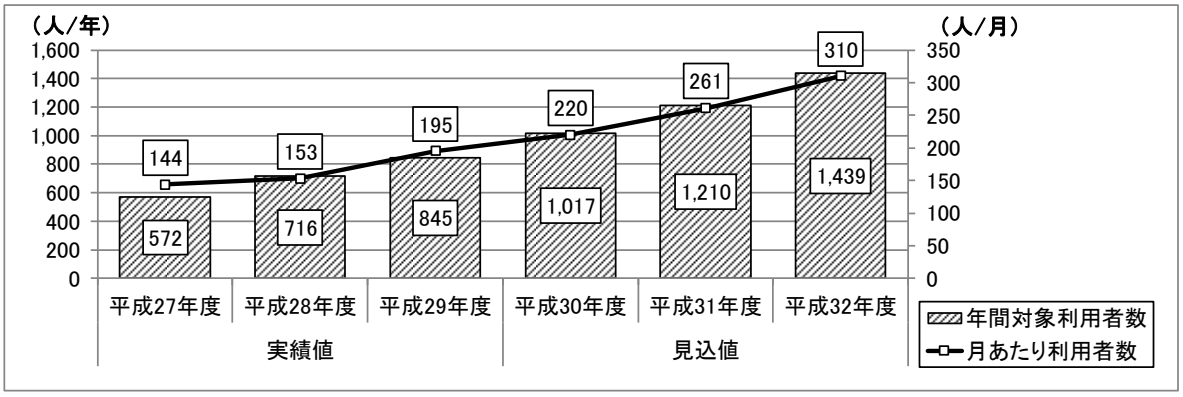

※平成29年度の実績値は見込み

【障害福祉サービス等の見込量　障害児支援】

人：月あたりの利用者数　人日：月間の延利用日数

サービス名		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児支援	児童発達支援	人	351	414	473
		人日	2,915	3,438	3,927
	医療型児童発達支援	人	2	2	2
		人日	18	18	18
	放課後等デイサービス	人	690	804	918
		人日	6,270	7,994	9,123
	保育所等訪問支援	人	3	3	3
		人日	9	9	9
	居宅訪問型児童発達支援	人	6	6	6
		人日	54	54	54
	障害児相談支援	年間対象利用者数	1,017	1,210	1,439
		人	220	261	310

7．医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【今後の見込量とその確保のための方策】

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるようコーディネーターの養成に努めます。

【障害福祉サービス等の見込量　障害児支援】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーデイネーター	配置人数	4	8	12

第６章　　地域生活支援事業の見込み及び確保方策

第１節 サービス目標量設定の考え方

地域生活支援事業の成果目標については、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）等と組み合わせて実施することや地理的条件や各種社会資源の状況を勘案し、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう障害福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

第２節 市町村必須事業

１．理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	障害者等が生活する中で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に関する理解を深める研修や啓発活動を行います。	地域住民

【今後の見込量とその確保のための方策】

毎年、講演会やセミナーの開催及び障害者週間に合わせて、パネル展及び授産品の展示・販売を行っています。今後も市民を対象とした研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	講演会等参加者数（人/年）	400	450	500

２．自発的活動支援事業

事業名	事業内容	対象者
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対し助成を行います。	障害者やその家族又は市民

【今後の見込量とその確保のための方策】

地域生活に移行できる可能性があるが移行できないでいる長期に入院している障害者の入院先に出向き、地域生活の楽しさや、色々なサービスの説明をする活動を行っている団体の取り組みに対し支援をしています。今後も共生社会の実現を図り、障害者の自立を支援するために、自発的活動の支援を継続していきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	助成団体数（件/年）	1	1	1

３．相談支援事業等

事業名	事業内容	対象者
障害者相談支援事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等や関係者からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行ないます。	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者など
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施が図れるよう、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援事業所に対し指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施し、相談支援機能の強化を図ります。	障害者相談支援事業の対象者に加え、相談支援事業者や地域の相談機関等
療育指導事業	地域における療育相談の拠点を設置し、相談機能の充実を図ります。	障害児・者及びその家族、事業所や保育所等の職員

【今後の見込量とその確保のための方策】

障害者総合支援法に基づく委託相談支援事業として8箇所の事業所が、障害者等が生活するうえで抱える問題に対し必要な情報の提供及び助言、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。また、市町村相談支援機能強化事業として、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職員を配置し、困難事例への対応を行っています。今後も障害者の自立した日常生活及び社会生活の営みを支援するため、相談支援体制の維持に努めるとともに、より質の高い相談支援が提供できるよう、奈良市地域自立支援協議会を中心に委託相談支援事業所以外の相談支援事業所とも連携強化に取り組みます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	延件数（件/年）	46,000	47,000	48,000
	委託箇所数（箇所）	8	8	8
市町村相談支援機能強化事業	委託箇所数（箇所）	5	5	5
療育指導事業	委託箇所数（箇所）	2	2	2

障害者相談支援事業

件／年：延件数

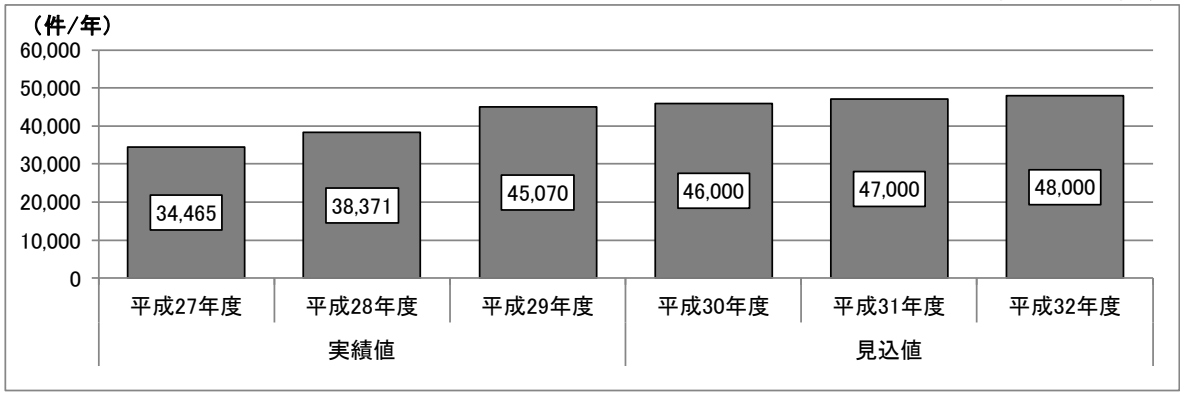

※平成29年度の実績値は見込み

４．成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容	対象者
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利擁護のために、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者や精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人

【今後の計画とその確保のための方策】

今後も支援を必要とする障害者が事業を利用できるよう、制度の周知や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）との連携を図り支援を実施していきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	助成件数（件/年）	21	23	26

件／年：助成件数

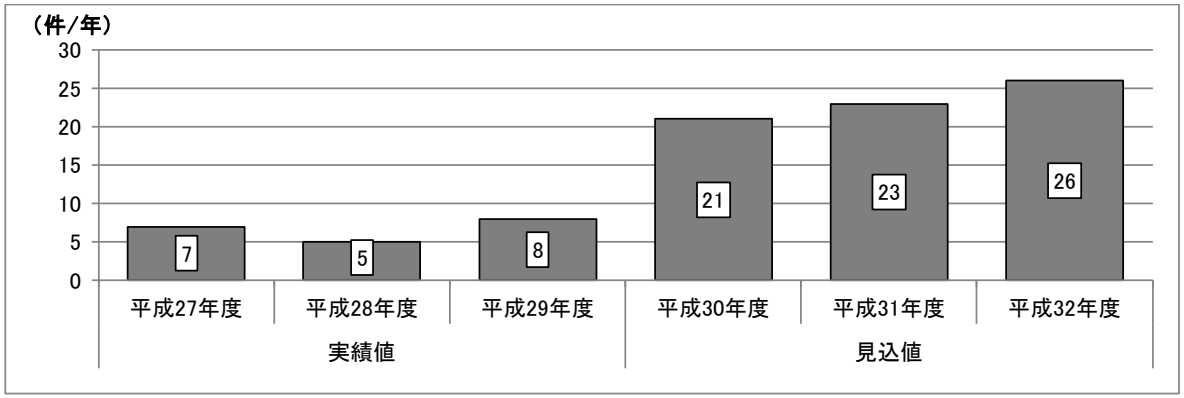

※平成29年度の実績値は見込み

５．意思疎通支援事業

事業名	事業内容	対象者
意思疎通支援事業	手話通訳者の設置や、手話通訳者、要約筆記者、コミュニケーション支援員の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

【今後の見込量とその確保のための方策】

● 手話通訳者派遣

聴覚障害者の社会参加の進展から、多様なニーズが考えられます。そのニーズに対応できるよう、今後も手話通訳者を確保していきます。

● 要約筆記者派遣

対象者の高齢化に伴う医療及び介護に係るニーズの増加や社会参加の拡がりにより、派遣件数の増加が見込まれます。今後も情報保障のため支援者を確保します。

● 手話通訳者設置

市役所、福祉センター内で聴覚障害者の窓口相談、各種手続や同行訪問などを行っています。今後も支援を必要とする障害者のために設置を継続していきます。

● 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

重度の障害により意思疎通が困難である障害者又は障害児が医療機関に入院した際に、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、本人と意思疎通ができる者を医療機関に派遣します。

支援を必要とする障害者・障害児が事業を利用できるよう制度の周知を図ります。

事業内容	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣	延支援件数（件/年）	2,700	2,700	2,700
	通訳者登録者数（人/年）	21	21	21
要約筆記者派遣	延派遣数（件/年）	39	42	44
	筆記者登録者数（人/年）	8	8	8
手話通訳者設置	設置者数（人）	4	4	4
重度障害者入院時意思疎通支援事業	延支援時間（時間/年）	1,800	1,800	1,800
	支援員登録者数（人/年）	12	12	12

手話通訳者派遣

件／年：延支援件数

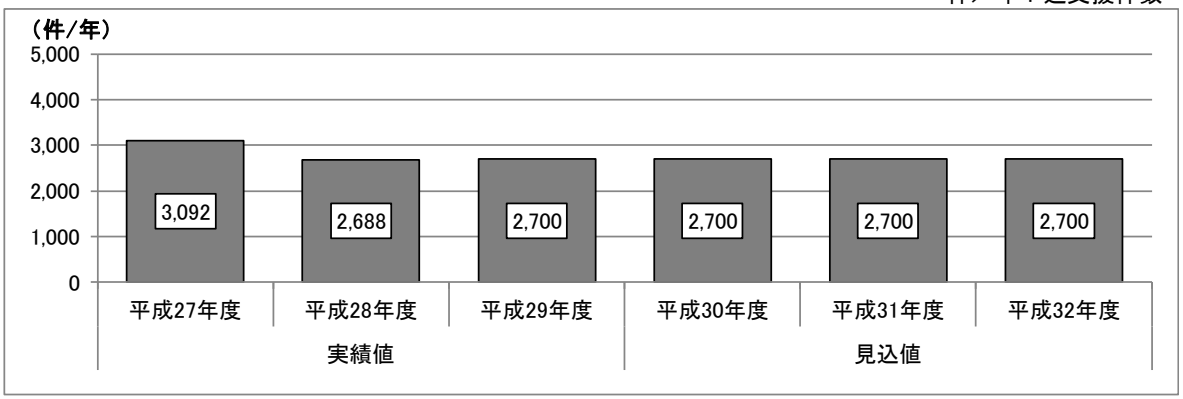

※平成29年度の実績値は見込み

要約筆記者派遣

件／年：延派遣件数

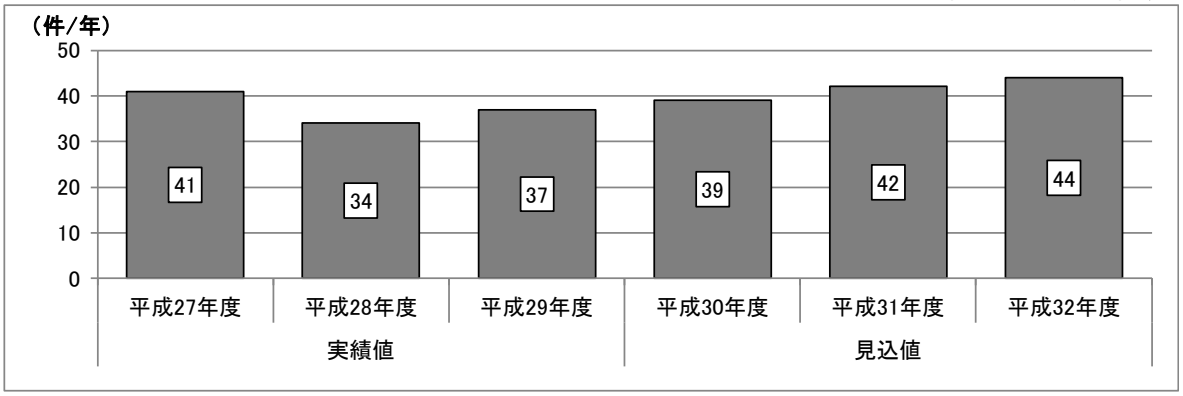

※平成29年度の実績値は見込み

手話通訳者設置

人：設置者数

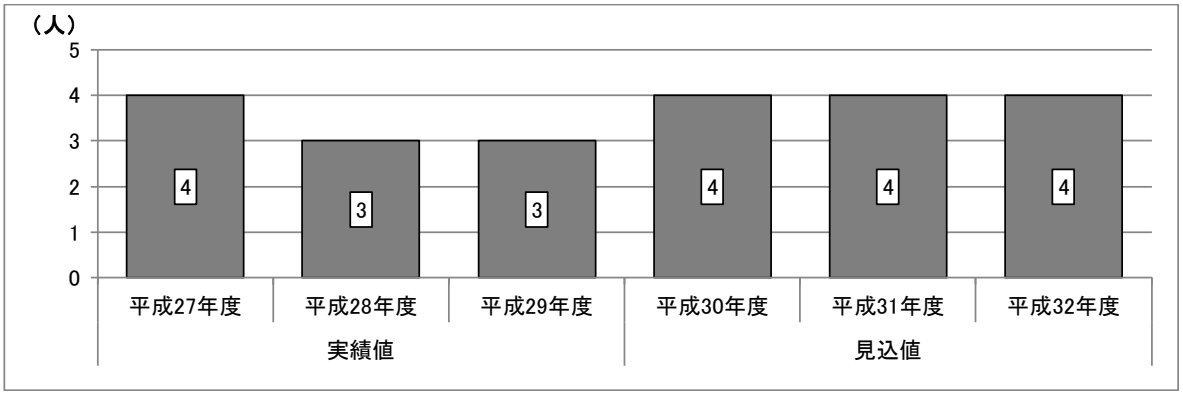

※平成29年度の実績値は見込み

重度障害者入院時意思疎通支援事業

時間/年：延支援時間数　人：支援員登録者数

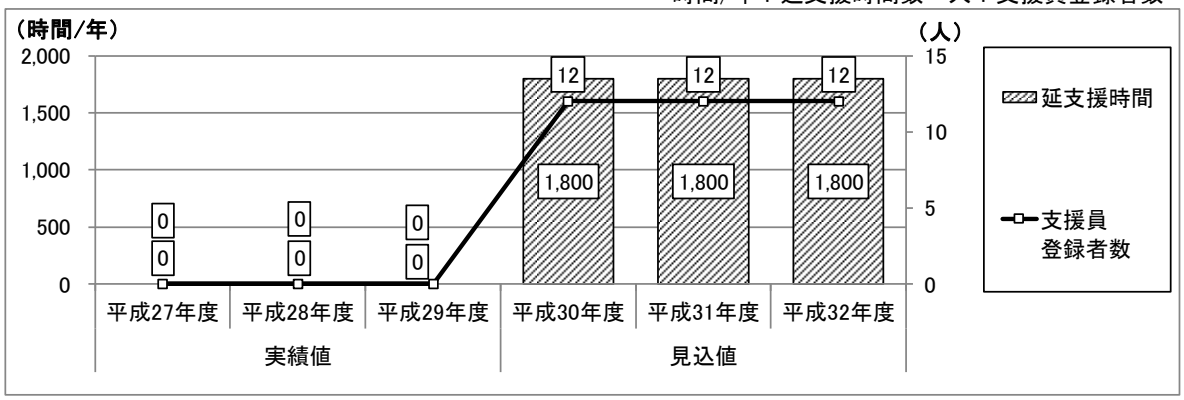

※平成29年度の実績値は見込み

６．日常生活用具給付事業

事業名	事業内容	対象者
日常生活用具給付事業	在宅の障害者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など日常生活に係る支援用具の給付を行います。	当該用具を必要とする人で、用具の種類ごとに定める障害や等級及び身体状況に該当する障害者や難病患者等

【今後の見込量とその確保のための方策】

大きく需要が伸びている排泄管理支援用具（ストマ用具等）を含み、日常生活用具全体で支給の増加を見込んでいます。

在宅の障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するため、障害の種別や程度等に応じてニーズを適切に把握し給付に努めます。

【日常生活用具給付事業の見込み量】

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	延給付件数（件／年）	45	47	49
自立生活支援用具	延給付件数（件／年）	86	89	92
在宅療養等支援用具	延給付件数（件／年）	58	59	60
情報・意思疎通支援用具	延給付件数（件／年）	119	122	125
居宅生活動作補助用具	延給付件数（件／年）	12	13	14
計		320	330	340
排泄管理支援用具※	延給付件数（件／年）	9,000	9,400	9,800
合計		9,320	9,730	10,140

※継続的に給付する排泄管理支援用具（ストマ装具及び紙おむつ等）の件数は、１か月分を１件としています。

日常生活用具給付事業

件／年：延給付件数

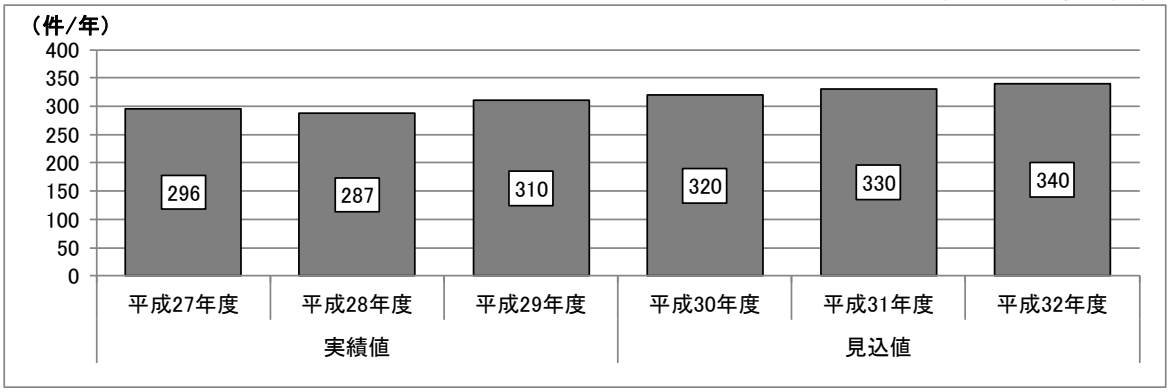

※平成29年度の実績値は見込み

排泄管理支援用具

件／年：延給付件数

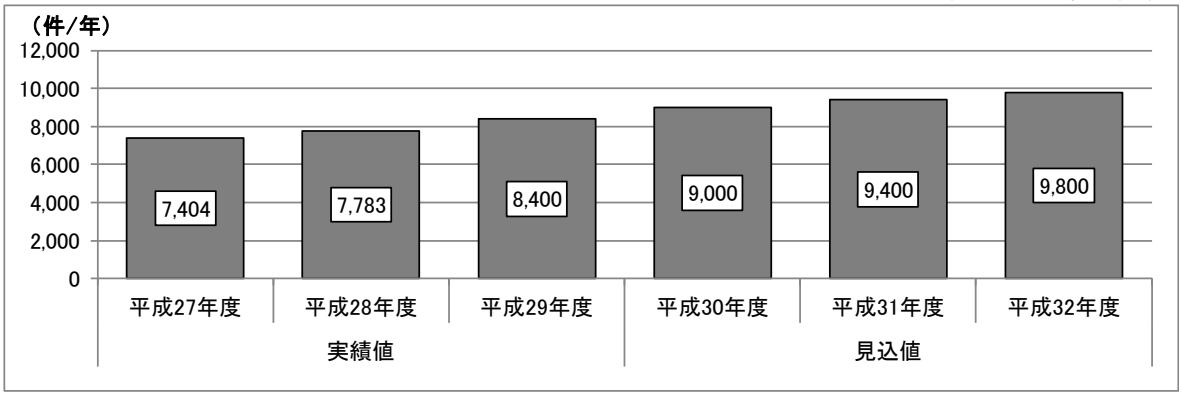

※平成29年度の実績値は見込み

７．手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容	対象者
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等の交流促進などのため、厚生労働省カリキュラムに基づいた手話通訳者養成講座を行い、手話通訳者を養成します。	市内に在住、在勤、在学する人

【今後の見込量とその確保のための方策】

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成するため、総合福祉センターで定員40人の手話奉仕員養成入門講座と定員20人の手話奉仕員養成基礎講座を行い、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	入門講座修了者数（人／年）	40	40	40
	基礎講座修了者数（人／年）	20	20	20

８．移動支援事業

事業名	事業内容	対象者
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	市が定める障害毎の条件に該当する障害者等

【今後の見込量とその確保のための方策】

移動支援事業については、利用時間数の増加傾向が続いており、多くの人に利用してもらい継続的かつ安定的な事業運営に取り組むために利用者及び家族等の状況や現在受給している他のサービス内容を勘案し、適切な支給量を決定していきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用者数（人）	1,100	1,150	1,200
	平均利用時間（時間/月）	7,500	7,700	7,900

人：月あたりの実利用者数

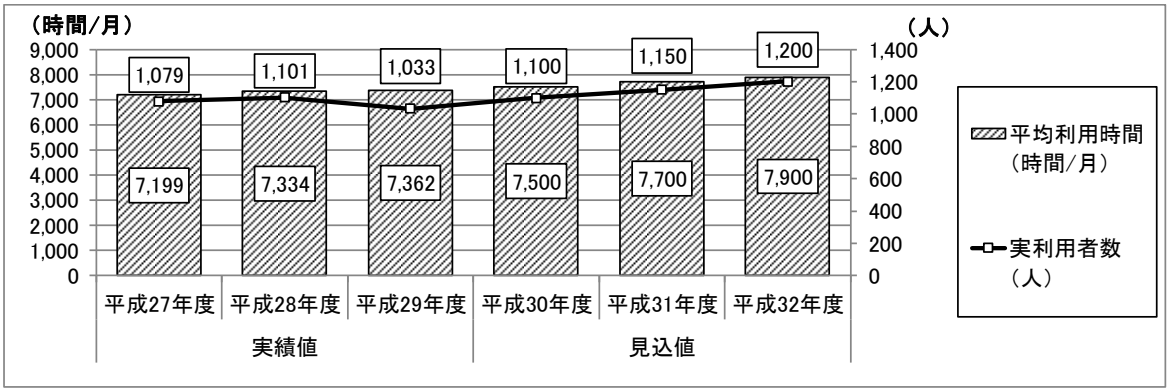

※平成29年度の実績値は見込み

９．地域活動支援センター事業

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	障害者の創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会との交流の機会などを提供します。

【今後の見込量とその確保のための方策】

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き安定的な運営と活動の場の確保に努め、新たな利用者を受け入れてもらうために、現利用者が日中活動系の障害福祉サービスへの移行等についての情報の提供に努めていきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	平均利用者数（人/月）	53	54	55
	箇所数（箇所）	2	2	2

人/月：平均利用者数

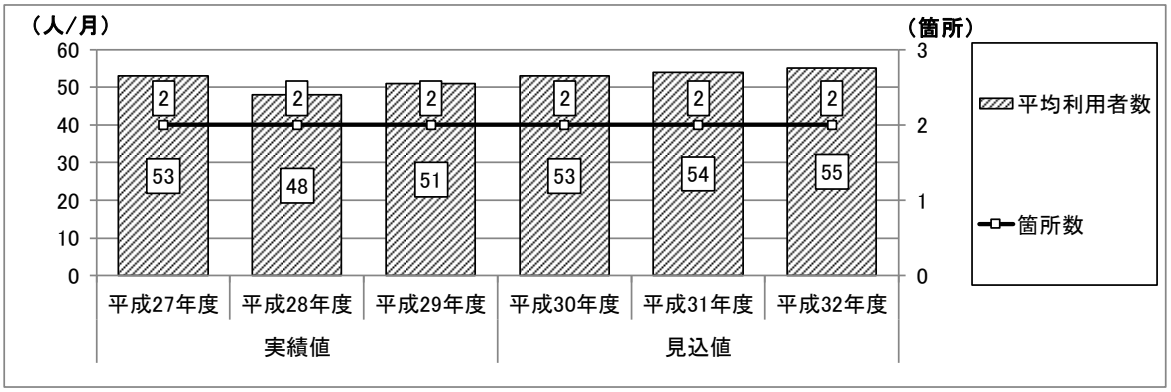

※平成29年度の実績値は見込み

第３節　その他の事業

任意事業として、「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」、「巡回支援専門員整備事業」など各種の日常生活支援事業や、「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」、「文化芸術活動振興事業」、「点字・声の広報等発行事業」、「奉仕員養成研修事業」など各種の社会参加事業や「自動車改造費助成事業」を実施しています。

また、平成２９年度より、本任意事業から地域生活支援促進事業として位置づけられた「障害者虐待防止対策事業」を実施しており、これらについては、実施状況や利用状況をみながら、利用者ニーズをくみ取り手法等を工夫する中で事業が広く行き渡るよう実施していきます。

第７章　　計画の推進に向けて

第１節 計画の推進体制

本計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健、医療、相談支援、療育、教育、就労など多岐にわたっています。

障がい福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者等との連携を図るとともに、障害のある人やその家族等のニーズや状況を的確に把握して効率的な計画の推進を図ります。

また、当事者団体、障害福祉関係者、関係機関等で構成される奈良市地域自立支援協議会とは、地域における課題を共有し、より連携を強め、障害者及び障害児等への支援体制の整備に努めます。

第２節 計画の点検・評価

本計画においては、平成32年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、平成30年度から平成32年度までの各年度における取り組みの状況を分析するための指標として、障害福祉サービス等各事業の見込み量を活動指標に設定し、目標の達成状況と関連するサービス等の実施状況を明らかにして、計画の進捗管理を行うこととします。

各事業の実施状況を確認し、本計画に基づく施策を計画的に推進するため、奈良市地域自立支援協議会との連携のもと、毎年度、進捗状況についてPDCAサイクルによる点検・評価を行い、今後の取り組みを検討します。

※PDCAサイクル……様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの

〈障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス〉

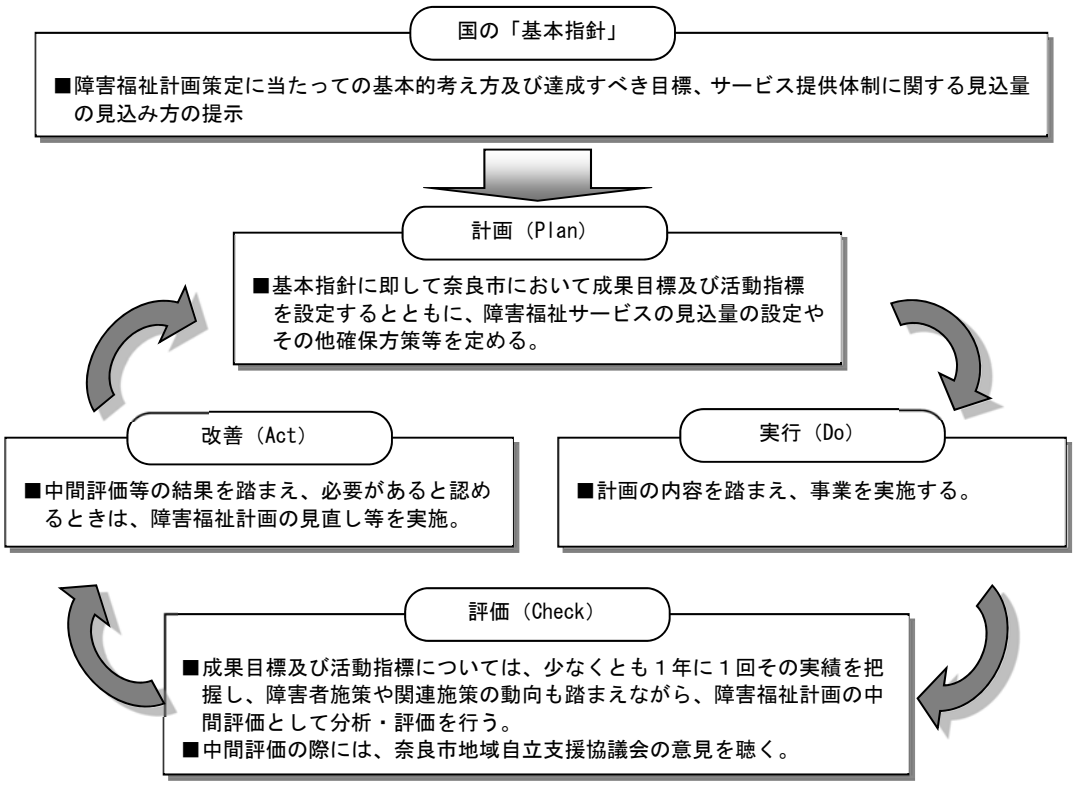

実効性のある障害福祉計画の推進を

本計画は、「第 3 次奈良市障害者福祉基本計画」（平成 26 年）で示された基本理念「すべての市民が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」にもとづいて、奈良市における障害福祉サービスの必要量・提供量の見込みを設定した内容となっています。障害者福祉にかんする法律に準拠しつつ、本市における心身に障害がある人びととその家族の暮らしの実情を踏まえ、実効性のある計画になることを旨としています。

総合的な支援体制の拡充にむけて

それは、同時に、障害児者とその家族が安心して住みつづけ、身近な人びとと交わり、自己実現できる地域社会を創造して営みと一体となった取り組みにならなくてはなりません。従来の障害福祉の枠を超えた医療・保健・福祉の連携協働、雇用保障や住宅保障、社会参加支援など、障害ある人びとが地域で生活していくという市民として当たり前の権利を実現していくための取り組みが重要です。

何よりも大事な市民の理解と共感　地域に暮らしを取り戻す

このような目標を実現していく基盤は、人が人らしく生きていくための地域関係・人間関係の実現にあります。しかし、現実には、地域関係の希薄化や生活の個別化、社会的孤立・社会的排除など、人間関係がバラバラになることで生じる暮らしの危機が叫ばれています。

人は、本来、支え合い励ましあってこそ生きていくことができる社会的な存在です。市民参加のもと、子どもたちの健やかな成長、安心して迎えられる老後の実現とともに、障害ある人たちが生き生きと暮らせる地域社会の実現をめざす市民意識の醸成や地域福祉活動の発展が期待されています。暮らしの課題を他人事にしない生活文化の深まりが、市民誰にとっても住みやすい奈良市の実現につながっていくものと考えています。障害児者福祉の向上にむけて、すべての市民のご理解とご支援をお願いします。

奈良市障害福祉計画策定検討会議

資料編

障害のある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

① 調査目的

障害のある人の生活状況や福祉に関する意識や意向及び障害福祉サービスの利用実態などを把握し、施策の充実をめざし本計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施。

② 調査対象

奈良市在住の3,000人（身体障害者手帳所持者８００名、療育手帳所持者８００名、精神障害者保健福祉手帳所持者８００名、手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者50名、障害のある児童550名）

③ 調査期間

平成29年10月17日（火） ～ 平成29年11月６日（月）

④ 調査手法

多肢選択式、一部記述式（郵送による配布・回収）

⑤ 調査内容

生活及び心身の状況、住まいや暮らしの希望、日中活動や就労、障害福祉サービス等の利用、相談相手、権利擁護、災害時の避難についてなど。

⑥ 回収状況

回収数：1,140名、回収率：38.0%、障害種別の回答内訳：身体障害者が349名、知的障害者が560名、精神障害者が376名、障害のある児童が180名（一人で複数の手帳を所持している人があるため、障害種別の合計は、回収数1,140名と一致しません。）

障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査の実施

① 調査目的

障害福祉サービスの利用実態や意識、地域移行などの状況を把握し施策の充実をめざし本計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

奈良市内に事業所を有する107法人

③ 調査期間

平成29年10月11日（水） ～ 平成29年10月25日（水）

④ 調査手法

多肢選択式、一部記述式（メール及び郵送による配布・回収）

⑤ 調査内容

法人・事業所の概略、日中活動系及び短期入所サービス、相談支援、居住系サービスの提供実績と今後の提供見込及び新たな基盤の整備予定、第３期奈良市障がい福祉計画の計画期間中に障害福祉サービス等の提供に関して力を注いだこと、また、課題として認識していることなど。

⑥ 回収状況

調査数：107法人、回収数：47法人、回収率43.9%

市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

◇意見の募集期間　平成 30 年2月２２日（木）～平成 30 年3月１２日（月）

◇公表資料の閲覧　［日時］募集期間中の土・日・祝日を除く午前８時３０分～午後５時１５分
［場所］障がい福祉課、総務課、西部出張所、東部出張所、北部出張所、
月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター

◇対象
・奈良市内に在住、在勤、在学されている方
・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
・当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

◇意見の数　０件

障害のある人の現状を把握するためのアンケート調査結果の総括

⑴住まいや暮らし

- 将来の暮らし方についてみると、本人では、いずれの障害においても「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。精神障害者では「一人で暮らしたい」、知的障害者では「グループホームで暮らしたい」も多くなっています。一方、介助者では、本人と同様、「家族と一緒に暮らしてほしい」が最も多くなっています。また、精神障害者、障害児では「一人で暮らしてほしい」も多く、知的障害者では「グループホームで暮らしてほしい」も多くなっています。身体障害者、知的障害者では「入所施設で暮らしてほしい」も多くなっています。
- 将来の暮らし方について、今回調査（平成 29 年調査）と前回の平成 26 年調査の結果を比較すると、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっていますが、今回調査では、その割合は小さくなり、「一人で暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」「入所施設で暮らしたい」の割合は大きくなっています。
- 地域で生活するために必要な支援を全体でみると、「経済的な負担の軽減」「相談対応などの充実」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「障害者にあった住まいの確保」などが多くなっています。これらの他、障害児では「生活訓練等の充実」も多く、知的障害者では「地域住民等の理解」も多くなっています。
- 障害者が地域で快適に生活できるためには、経済的な支援、在宅サービスの利用、住居の確保など、制度の充実や提供サービスの充実と障害への理解が望まれます。

「将来の暮らし方」について「本人」と「介助者」の比較（N：回答者数）

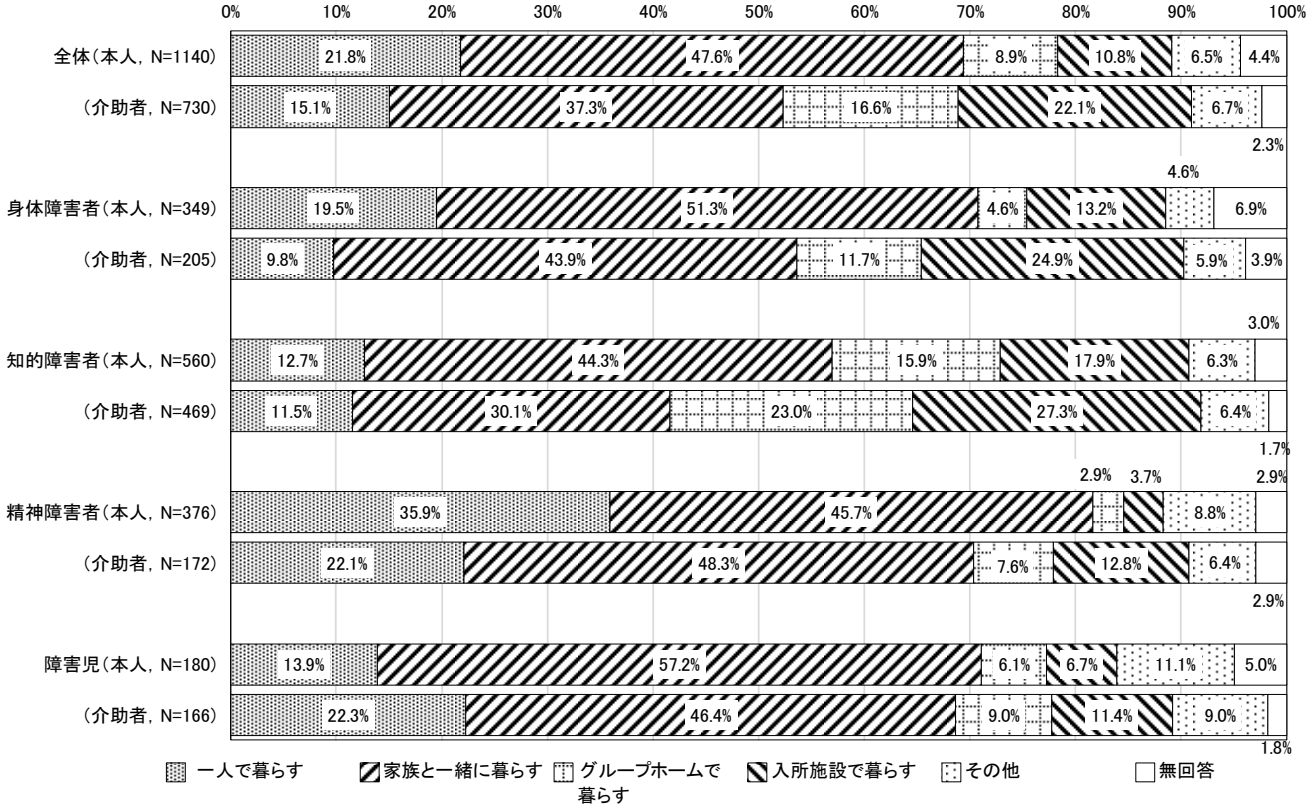

「将来の暮らし方」について「今回（平成 29 年調査）」と「平成 26 年調査」の比較（N：回答者数）

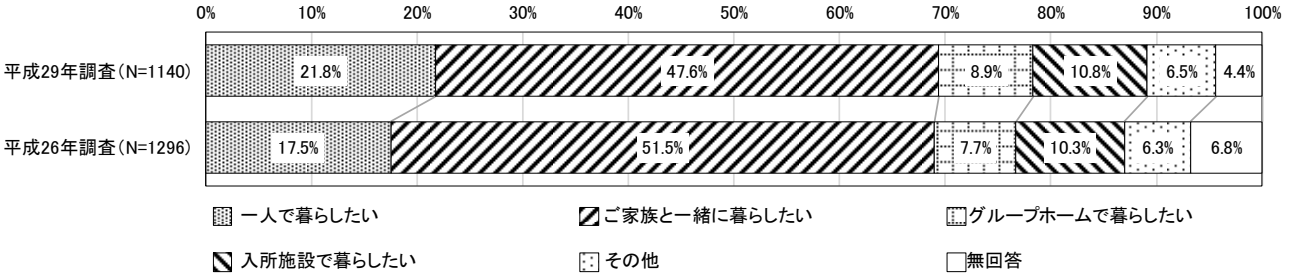

⑵介助者について

- 介助者の多くは「父母・祖父母」となっています。知的障害者では「施設やグループホームの指導員など」も比較的多くなっています。

主に介助してくれる人（複数回答）　（N：回答者数）

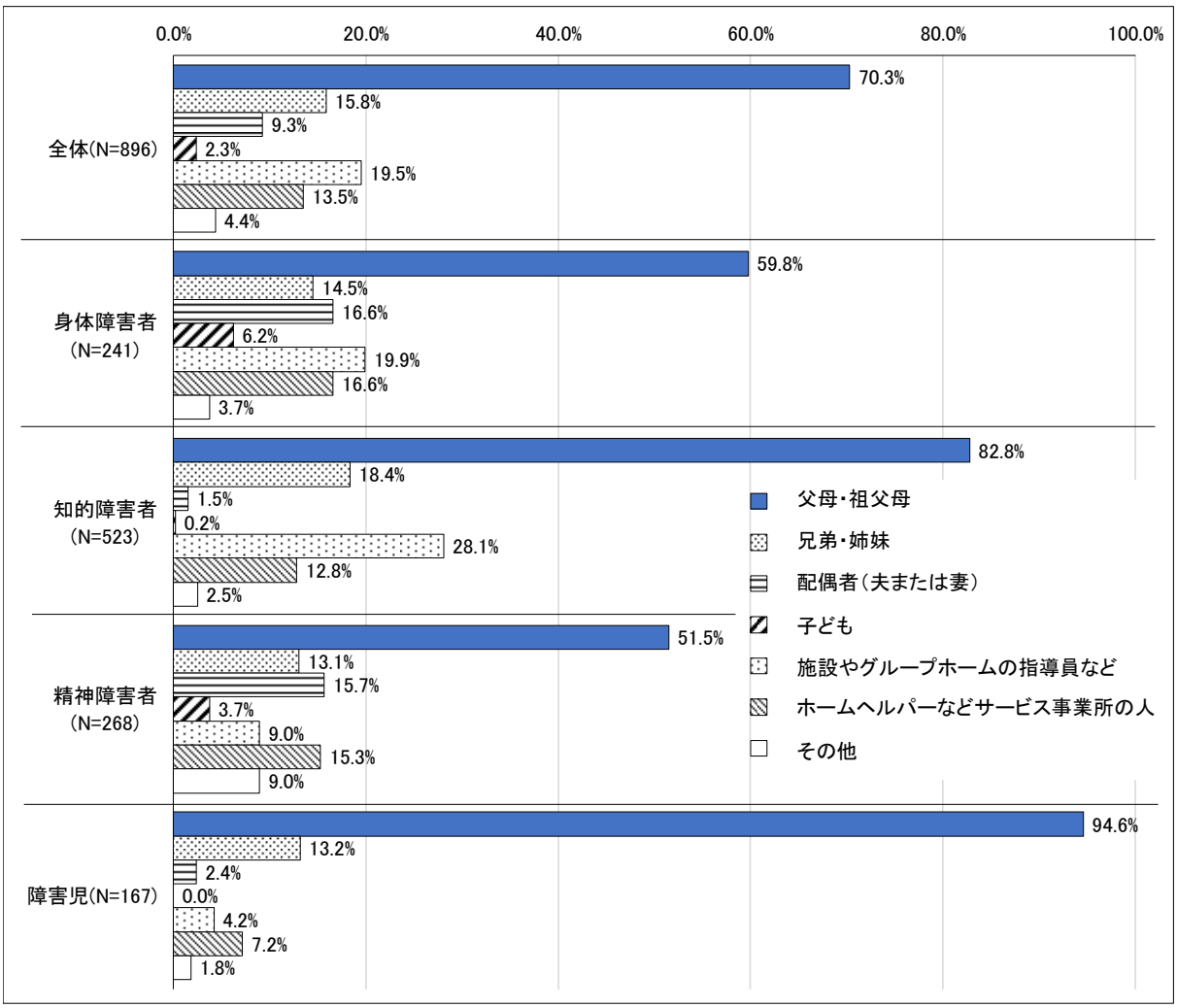

- 介助者の年齢は、全体では「40歳～64歳」の割合が半数で最も高く、次いで、「65歳～74歳」、「75歳以上」となっています。身体障害者、精神障害者では、介助者が「75歳以上」の割合も高くなっています。障害児の介助者では、「40歳～64歳」の割合が特に高くなっています。
- 介助者の年齢について、今回調査（平成 29 年調査）と前回の平成 26 年調査の結果を比較すると、「65 歳～74 歳」、「75 歳以上」の割合が増加し、介助者の高齢化がみられます。
- 介助者からみた地域で生活するために必要な支援は、すべての障害で「経済的な負担の軽減」の割合が最も高くなっています。精神障害者では「相談対応などの充実」、障害児では「相談対応などの充実」、「生活訓練などの充実」、「地域住民などの理解」の割合も高くなっています。

主に介助してくれる人の年齢　（N：回答者数）

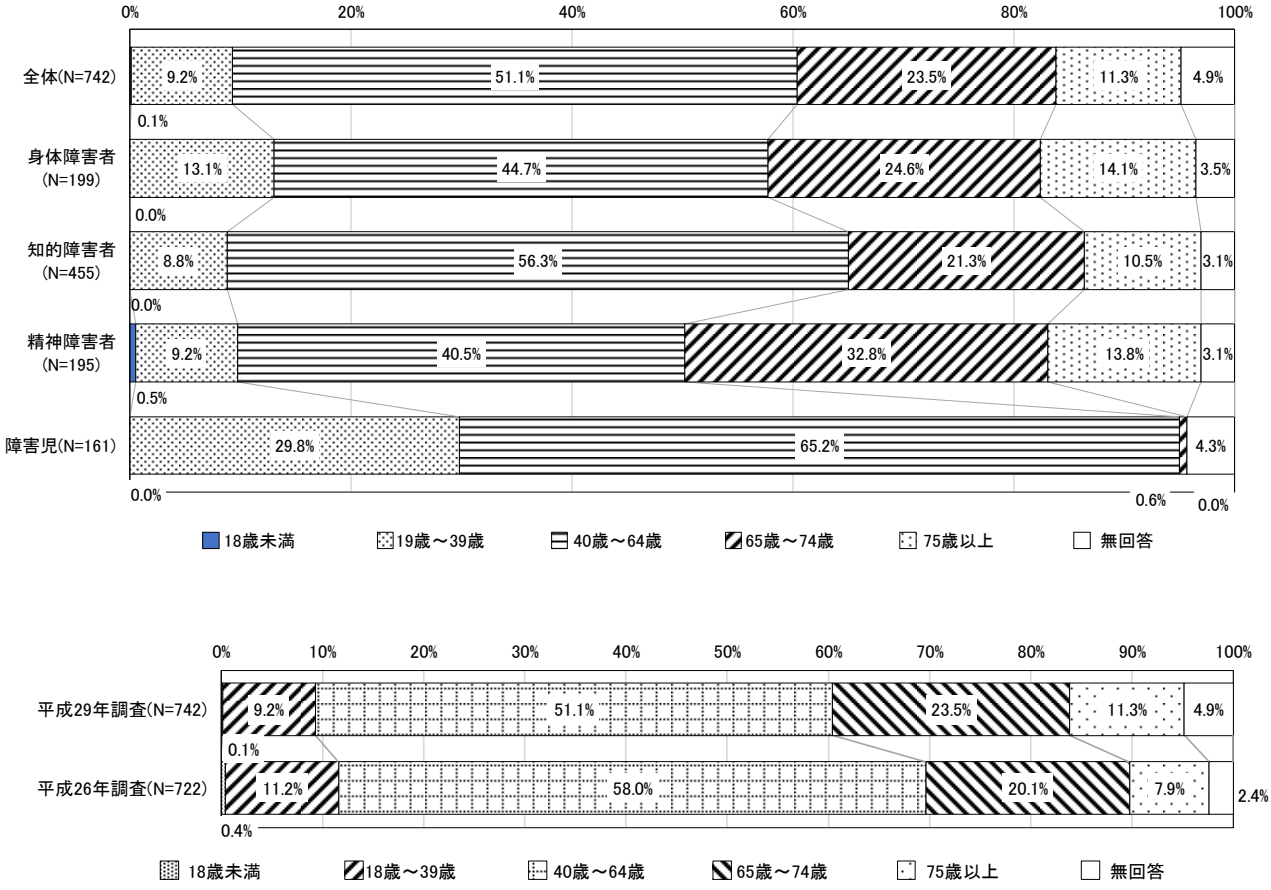

介助者からみた地域で生活するために必要な支援（複数回答）　（Ｎ：回答者数）

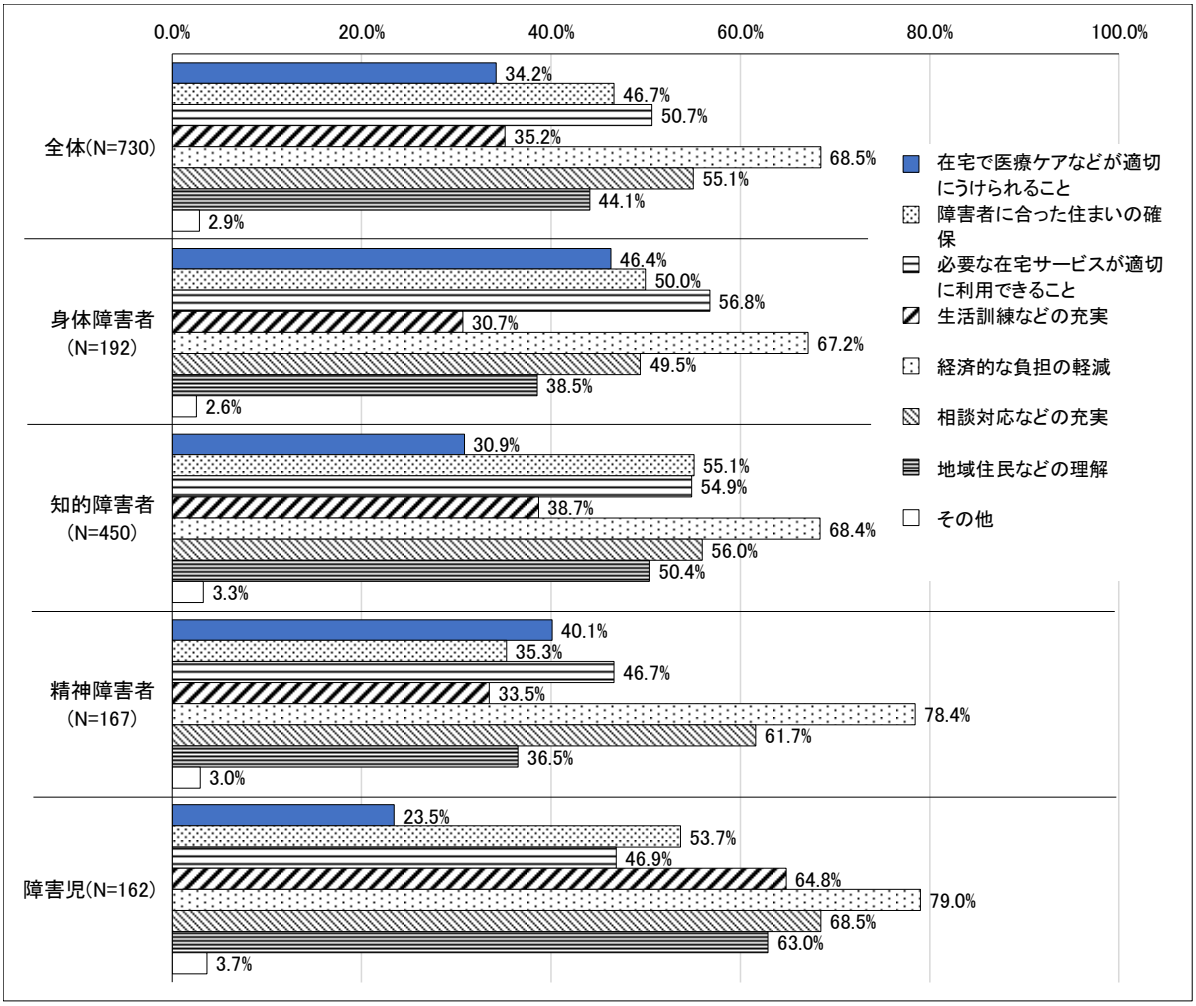

⑶ 日中活動や就労

- ふだん、会社勤務や自営業など就労している人は、全体では約20%、作業所に通っている人は、約25%となっています。また、現在、収入を得る仕事していない人では、約30%が仕事（就労）をしたいと思っていますが、一方で、約50%が、「仕事をしたいができない」としています。また、障害児では、仕事（就労）をしたいと思っている割合が約60%と高くなっています。
- 就労している人の働き方について、平成26年調査結果と比較すると、「正職員」の割合が減少し、「パート・アルバイト等」の割合が増加しています。
- 障害者の就労支援に必要なことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などが重要と思われています。
- 就労については、働く意思のある人に対するサポートとともに、働き続けるための支援・サポート体制を構築していくことが重要となります。

平日の過ごし方　（Ｎ：回答者数）

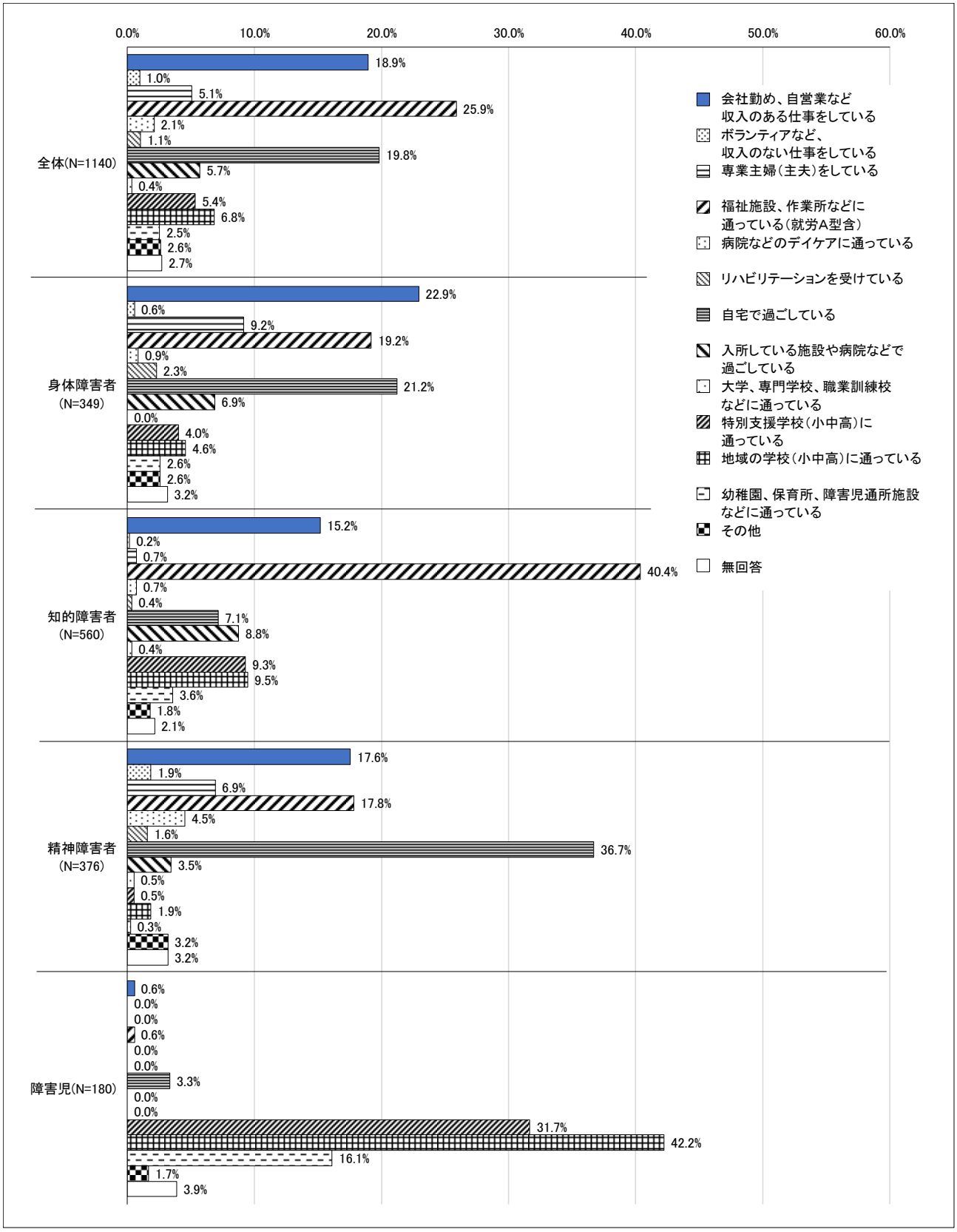

会社勤めや自営業、家業などの収入を得る仕事の意向　（Ｎ：回答者数）

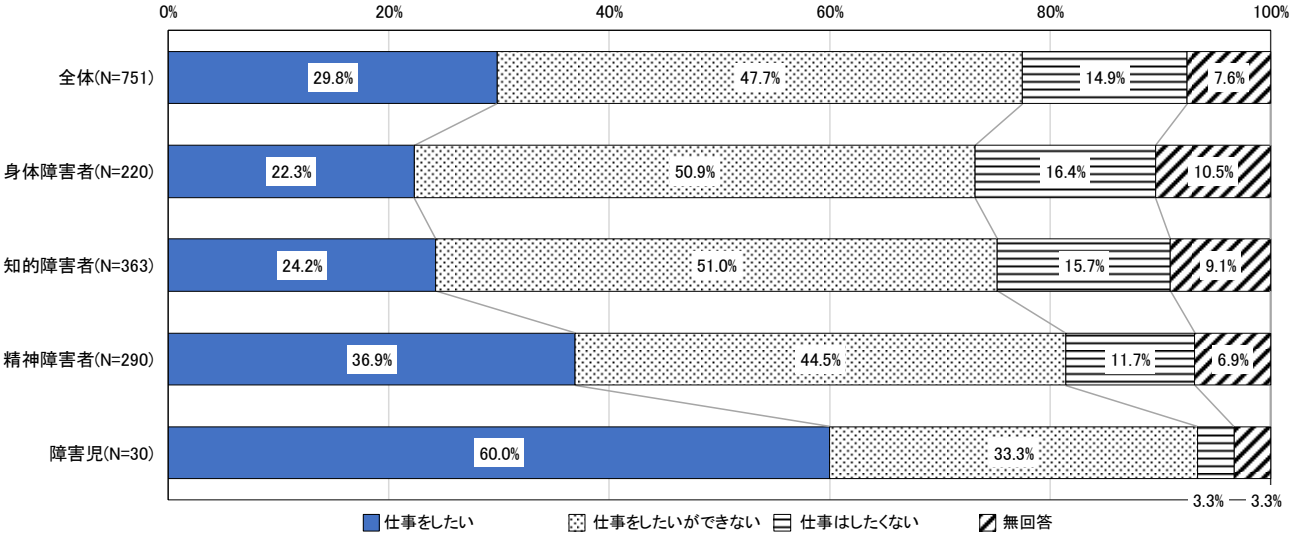

「働き方」について「今回（平成 29 年調査）」と「平成 26 年調査」の比較　（Ｎ：回答者数）

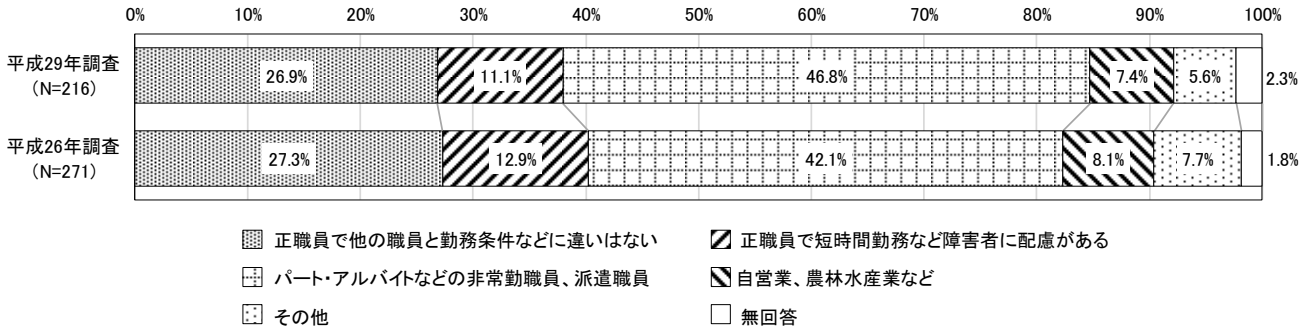

障害者の就労支援として必要なもの（複数回答）　（Ｎ：回答者数）

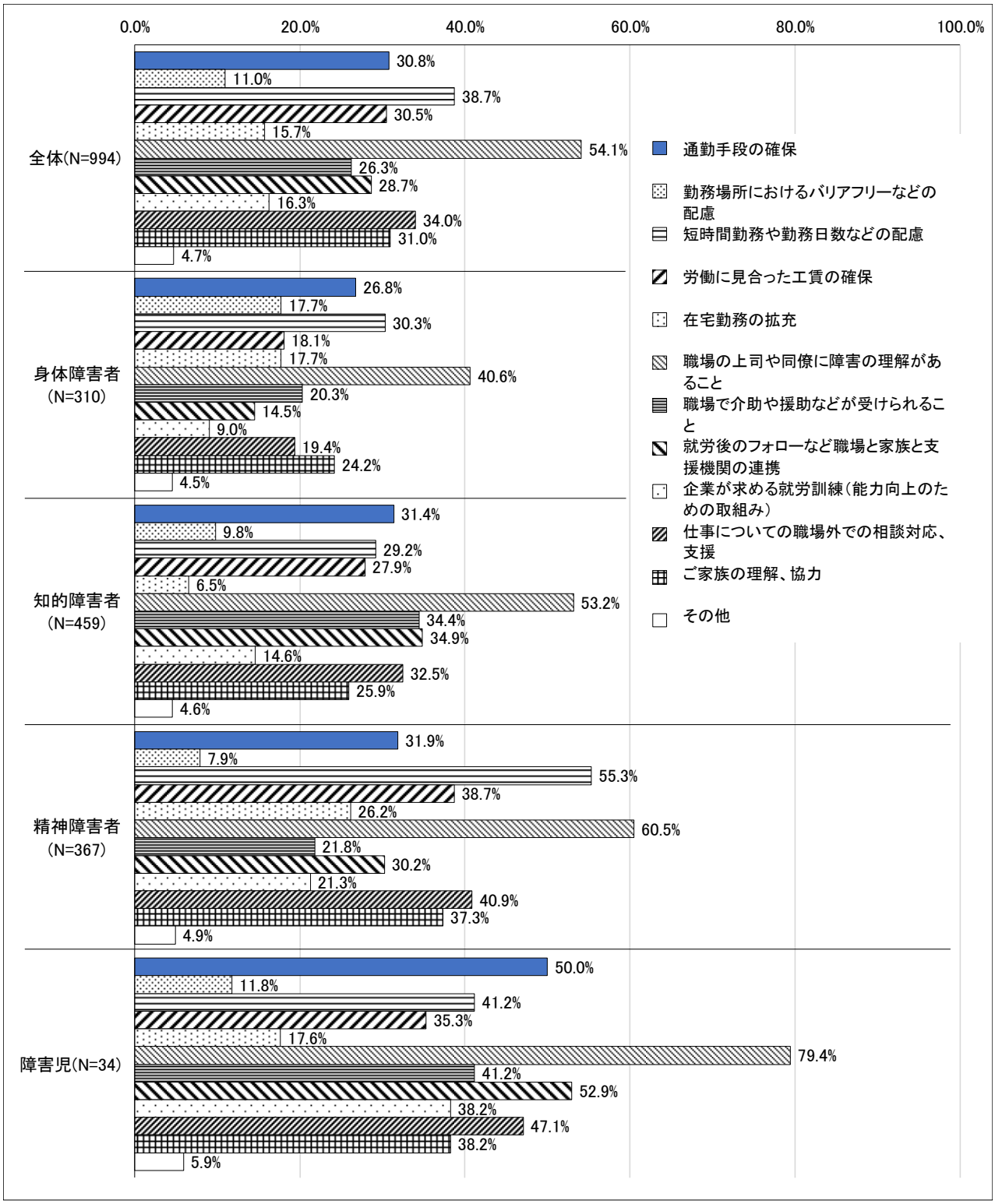

⑷障害福祉サービス等の利用状況と今後の利用意向

- 障害福祉サービスについて、「今後、サービスを利用したい人の現在の利用状況」をみると次のようになっています（この項の割合は全体に対する割合）。
- 訪問系サービスについてみると、「居宅介護」では「今後利用したい」割合が約20%に対して、「現在利用している」割合は約６%となって、多くの人が利用意向を持っています。「行動援護」では「今後利用したい」割合が約30%で他のサービスに比べて高くなっていおり、「現在利用している」割合は約10%となっています。
- 日中活動系サービスについては、「生活介護」では「今後利用したい」割合が約20%に対して、「現在利用している」割合は約10%となっています。「短期入所」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援事A・B型」では「今後利用したい」割合が約30%に対して、「現在利用している」割合は約4～8%となって、多くの人が利用意向を持っています。
- 居住系サービスについては、「共同生活援助」では「今後利用したい」割合が約20%に対して、「現在利用している」割合は約4%、「施設入所支援」では「今後利用したい」割合が約１４%に対して、「現在利用している」割合は約4%となって、多くの人が今後、利用意向を持っています。
- 相談支援についてみると、「計画相談支援」では「今後利用したい」割合が約45%に対して、「現在利用している」割合は半数以上の約30%となっています。これに対して、「地域移行支援」「地域定着支援」では「今後利用したい」割合が約15～20%に対して、「現在利用している」割合は約2～3%となっています。
- 地域生活支援事業についてみると、「相談支援」では「今後利用したい」割合が約45%と高く、「現在利用している」割合はその３分の１程度になっています。「移動支援」では「今後利用したい」割合が約30%と高く、「現在利用している」割合はその半分程度となっています。「地域活動支援センター」では「現在利用している」割合に対して「今後利用したい」割合が大幅に増えています。
- 障害児を対象としたサービスについてみると、「児童発達支援」、「障害児相談支援」、「放課後等デイサービス」では「今後利用したい」割合が45～60%と高く、「現在利用している」割合は、その半数または半数以上となっています。

今後３年間に障害福祉サービス等を利用したい人の現在の利用状況（全体，N=1140）

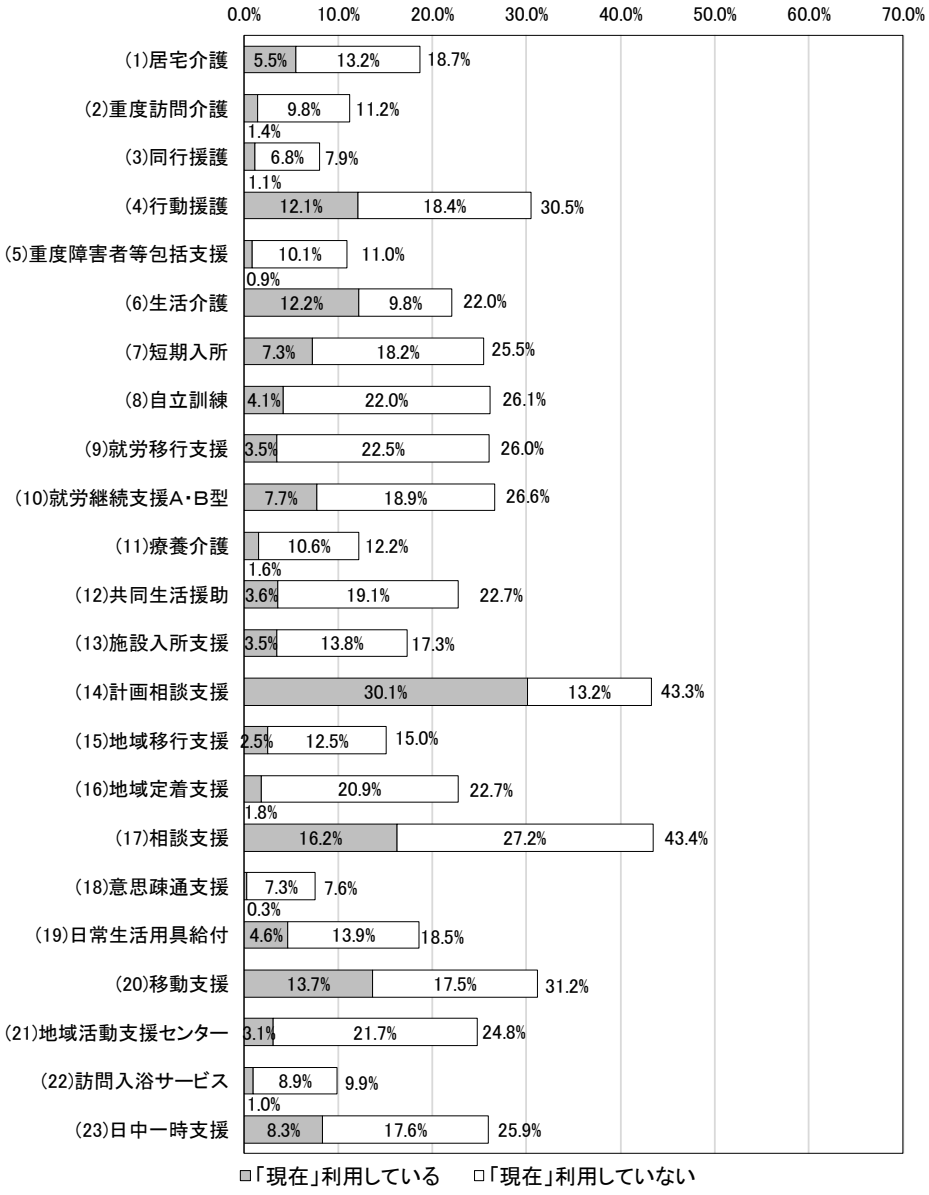

今後３年間に障害児を対象としたサービスを利用したい人の現在の利用状況（全体，N=180）

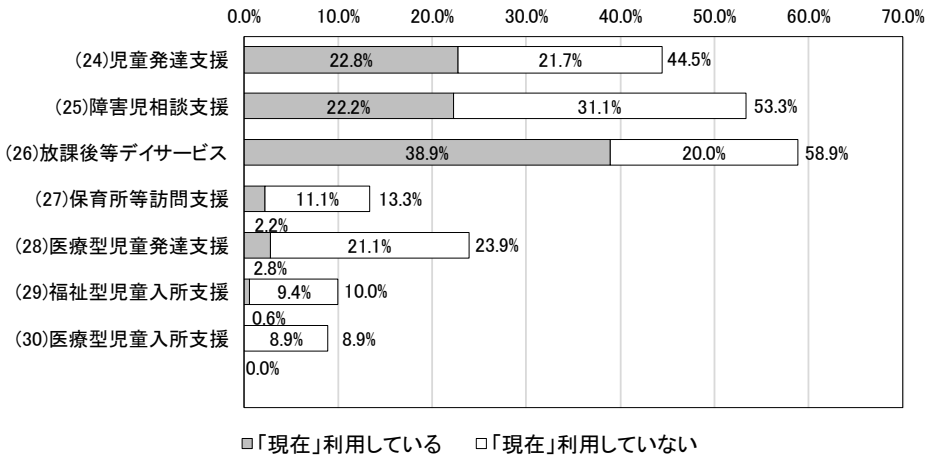

⑸ 相談相手・情報取得

- ふだんの悩みや困りごとの相談相手は、全体的にみると「家族や親戚」「かかりつけの医師や看護師」「友人・知人」が大きな割合を占めています。一方で、ケースワーカー、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、行政の窓口などの割合は低く、これらの組織や人材も主要な相談先となるよう、関係機関の連携や体制の充実が望まれます。
- 障害のことや福祉サービス等に関する情報の入手先について、全体的にみると、「本や新聞、雑誌、テレビ・ラジオ」「家族・親せき」「かかりつけ医や看護師」などの割合が高くなっています。
- 情報の入手先については、日常的につながりの深いところから情報を入手する傾向にあるため、市の広報紙はもちろん、医療機関やサービス提供事業所、保育所・幼稚園・学校などと連携した情報提供・広報体制の構築も必要と考えられます。

悩みや困ったことを相談する相手（複数回答）

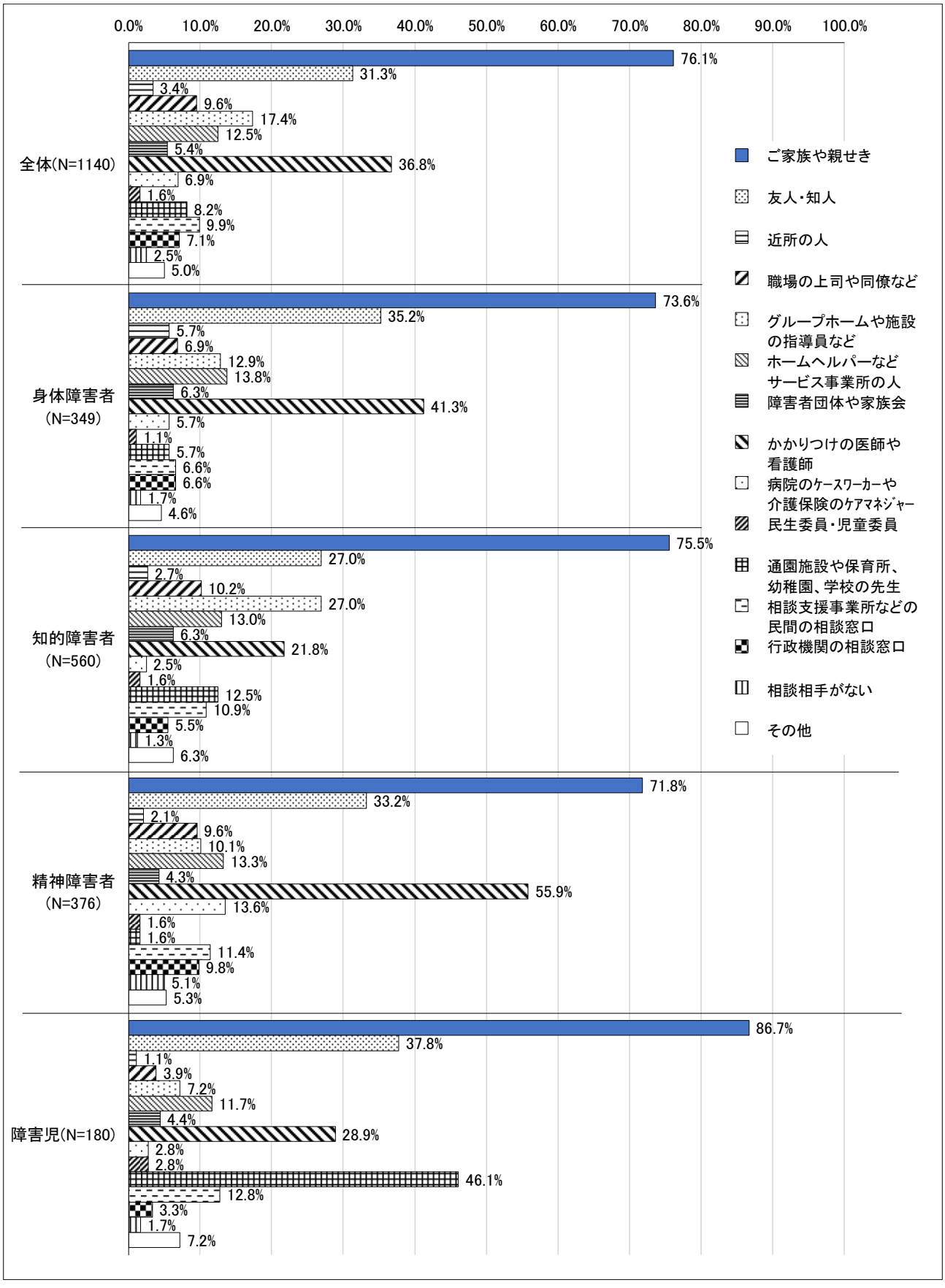

障害や福祉に関する情報の入手手段（複数回答）　（Ｎ：回答者数）

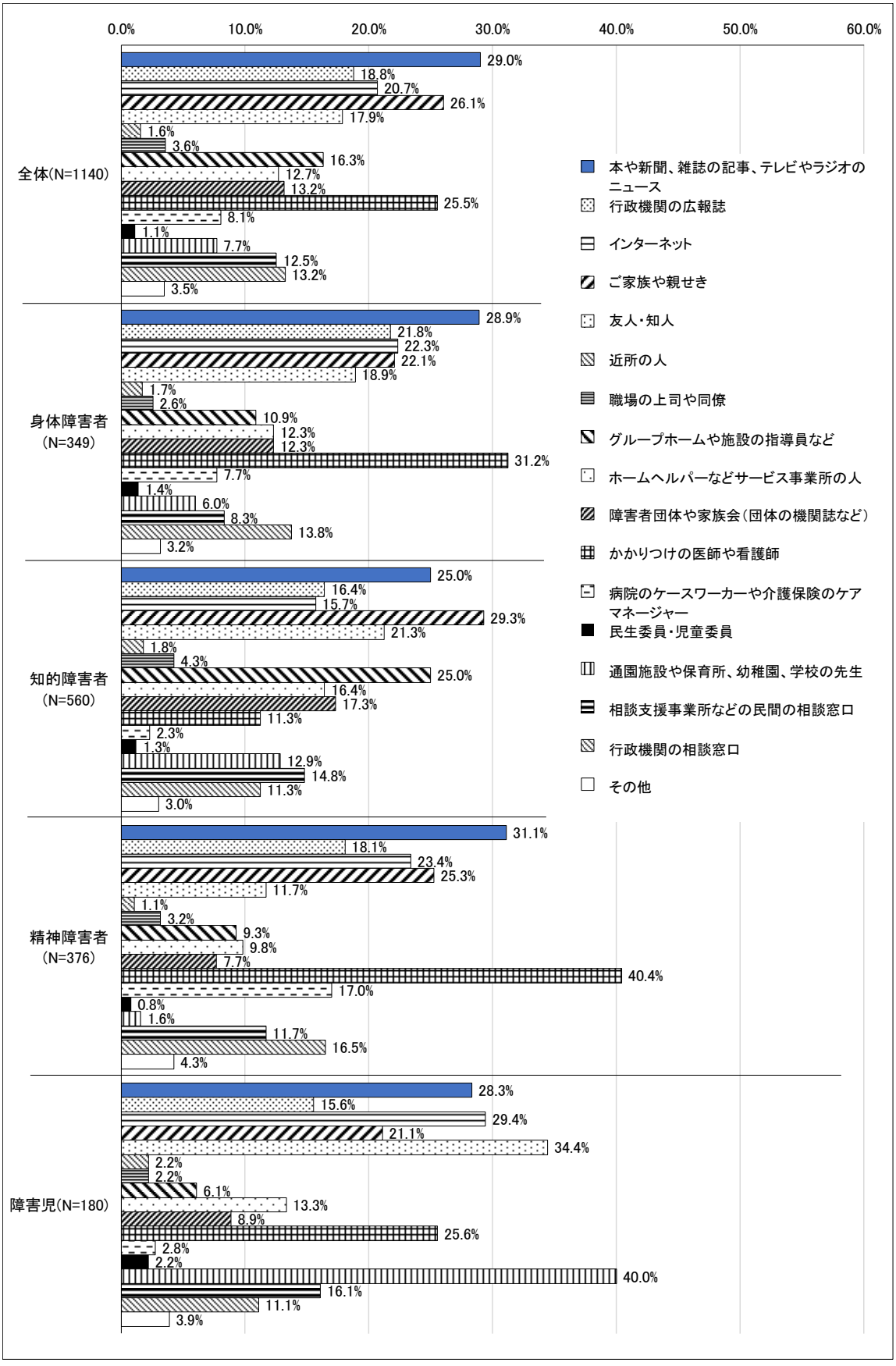

奈良市障害福祉計画策定検討会議開催要項

（趣旨）

第１条　「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成２９年厚生労働省告示第１１６号）に即した障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画（以下「第 5 期奈良市障害福祉計画」という。）の策定にあたり、行政以外の様々な視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市障害福祉計画策定検討会議（以下「会議」という。）を開催することについて、必要な事項を定める。

（意見等を求める事項）

第２条　会議においては、第５期奈良市障害福祉計画の策定及び策定に関連する事項について、意見又は助言を求めるものとする。

（参加者）

第３条　市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

（１）　学識経験者

（２）　社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者

（３）　その他市長が必要と認める者

２　前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

（運営）

第４条　会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（分科会）

第５条　市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

２　市長は、会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（施行の細目）

第７条　この要項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要項は、平成２９年９月１日から施行する。

（この要項の失効）

２　この要項は、第５期奈良市障害福祉計画が策定された日限り、その効力を失う。

奈良市障害福祉計画策定検討会議　参加者名簿

	氏　名	所　属
1	やました　のりあき 山下　憲昭	大谷大学
2	こにし　ひではる 小西　英玄	奈良市心身障害者・児福祉協会連合会 （奈良市手をつなぐ親の会会長）
3	たかはら　としひろ 高原　俊裕	奈良市社会福祉協議会事務局長
4	えさき　まき 江崎　真喜	たんぽぽ相談支援センター
5	たなか　しゅうじ 田中　秀治	奈良県立奈良東養護学校
6	ふるき　かずお 古木　一夫	奈良市障害者施設長会議会長
7	おかもと 岡本　とも子	児童発達支援センター こども支援センター仔鹿園
8	おくにし　みどり 奥西　緑	東大寺福祉療育病院
9	まつば　ともこ 松葉　倫子	障がい者生活支援センターこすもす
10	やまぐち　ゆきえ 山口　幸恵	相談支援事業所　夢
11	きただ　よしてる 北田　最映	吉田病院　地域連携相談室

第５期奈良市障害福祉計画

（第１期奈良市障害児福祉計画を含む）

（平成 30 年度～平成 32 年度）

平成 30 年３月発行

編集・発行　奈良市福祉部 障がい福祉課

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目１番１号
TEL　0742-34-4593
FAX　0742-34-5080
http://www.city.nara.lg.jp/